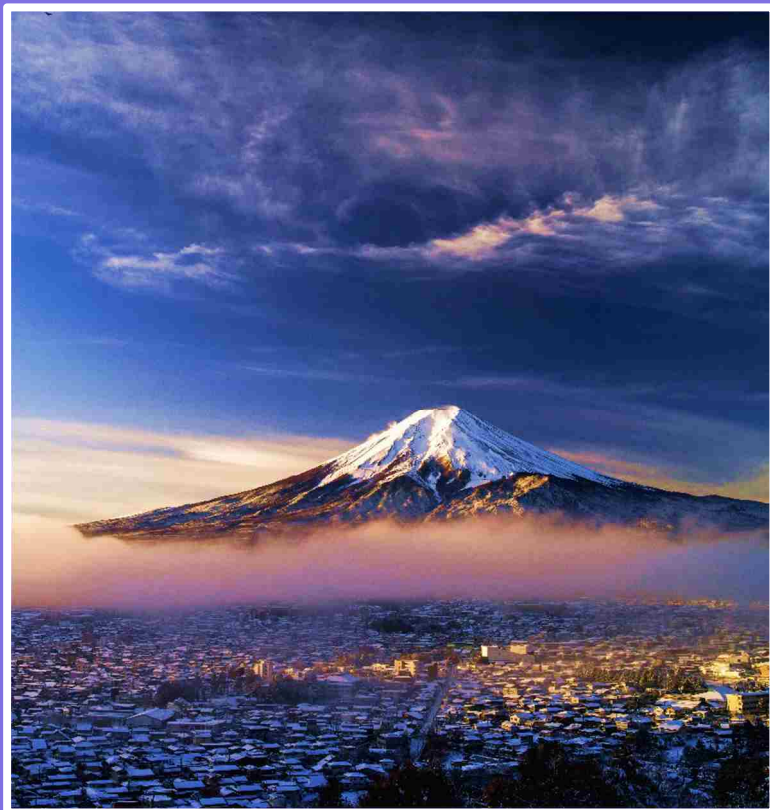


第3編 基本計画

基本計画



第1章

安心して健やかな暮らしを支える
『保健・医療・福祉』の向上

●施策分野

- 1 保健・医療
- 2 社会保障
- 3 地域福祉
- 4 高齢者福祉
- 5 障害者福祉
- 6 児童福祉
- 7 子育て支援
- 8 生活支援

●コミュニティ・カフェ



第1章

安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上

[施策区分](節)	[中項目](細節)	[施策]
保健・医療	健康づくり	健康づくりの拠点機能の充実 積極的な健康づくり 食育の推進 健康診査の充実 組織の育成・支援
	感染症対策	予防接種の充実と感染症予防
	地域医療	地域医療体制の充実 看護人材の育成 救急医療体制の充実
社会保障	国民健康保険	安定的事業運営と収納率確保 健康事業の推進
	国民年金	意識の啓発及び加入の促進 相談体制の充実
地域福祉	地域福祉の充実	地域福祉体制の強化
高齢者福祉	介護予防の充実	介護予防・日常生活支援の推進
	高齢者のケア	地域包括ケアシステムの強化 介護保険サービスの充実 生活支援の充実
	高齢者の社会参加促進	地域活動の支援
障害者福祉	自立の支援	自立支援体制の整備 福祉サービスの充実 介護給付の推進 地域生活支援事業の推進 相談支援事業の推進
	地域ネットワークの充実	障害者・障害者団体への支援 交流事業の推進 障害者虐待防止への支援の充実
児童福祉	ひとり親家庭の支援	生活援護体制の充実 就労・自立の支援
	児童相談	児童相談体制の強化
子育て支援	保育の充実	保育施設の充実 保育サービスの充実
	子育て支援	子育て支援事業の推進 子育て環境の充実 放課後児童クラブの整備・充実
生活支援	低所得者の支援	生活擁護の充実
	不正受給防止	調査等の充実

第1章 安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上

第1節 保健・医療

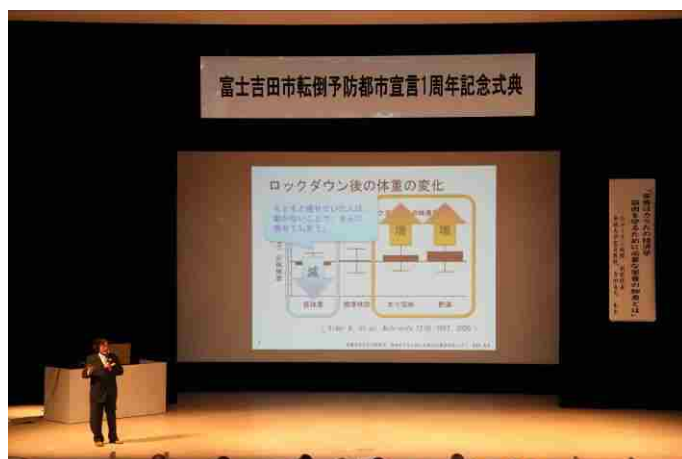


現況と課題

- ◆ 健康に関する正しい知識の普及や健康意識を高めるため、各種情報の発信や知識の普及啓発、健康教育の推進など、働きかけを行っています。周知の方法としてタイムリーに発信取得できるITなどを活用した取組が求められています。
- ◆ 医療・健康づくりの広域的な拠点である富士北麓総合医療センターにおいて、特定健診や各種がん健診、人間ドックなどを実施するとともに、休日や夜間の急病者に対応するため、初期救急医療体制を整備しています。しかし、富士北麓総合医療センターは施設の老朽化も進んでいるため、適切な整備に努めています。
- ◆ 若年層から中高年期まで楽しく、気軽に参加できる媒体を活用した健康づくり事業を実施し、ポイント制を導入しました。感染症蔓延等に対応した健康増進事業の更なる推進と柔軟な支援体制が必要となっています。
- ◆ 食習慣のあり方は、子どもから大人までの健康状態に大きく影響します。そのため、関係機関と連携し、生活習慣病等の様々な病気を引き起こす欠食や栄養バランスの偏りなどを改善する事業に努めています。しかし、市民一人ひとりが食生活改善の重要性について理解を深め、食生活改善の実践を進めることが重要です。
- ◆ 市民の健康意識を高めるため、2022（令和4）年度から新たに20歳以上から健康診断を受けられる体制づくりを進め、健診受診率の向上への取組の強化に努めています。また、健診後の結果を活用することで、自身の健康維持に活かせるような事業を実施していますが、生活習慣病健診やがん健診の受診率の向上が課題となっています。
- ◆ 食生活改善推進員や保健推進委員等が実施する事業への支援をしています。地域で核となるリーダーの役割を担う人材を継続して育成することが課題です。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の流行を未然に防ぐため、市民一人ひとりが感染から身を守るよう予防方法の啓発を行っています。感染症蔓延を防止できる85%以上の予防接種率を維持すると同時に、新興感染症流行時の対策本部の設置、ワクチン接種体制整備などが必要です。
- ◆ 2021（令和3）年10月10日に「転倒予防都市宣言」を行い、高齢者の要介護や寝たきりの大きな要因であり、また、子どもの体力不足や運動機能の低下から起こる転倒事故に対し転倒しない身体づくりと、万が一転倒しても安易に骨折しないよう柔軟性のある骨格を形成することを目的に事業を実施しています。
- ◆ 市立病院は、本市のほか富士・東部地域の中核的な医療拠点の役割を果たしており、多様化・高度化が進む患者の医療ニーズに対応するため、機器の新規導入や更新により高度医療の推進に努めています。また施設の老朽化が進んでいるため、診療体制が停滞しないように計画的な修繕を行なっています。

- ◆ 市立病院は、災害時に傷病者の受け入れや医療救護班の派遣を行なう災害拠点病院として指定されています。院内にはDMA T（災害派遣医療チーム）が編成され、日頃の訓練や研修のほか、各地で発生した災害現場にも出動し、災害対応力の強化に努めています。
- ◆ 少子高齢化の急速な進展による医療需要の変化は厳しい状況であり、地域医療対策として県の地域医療構想に基づく必要病床を見極めつつ、医師等の医療従事者を確保し、かかりつけ医等との医療機能の分化・連携などを着実に進めていかなければなりません。さらに持続可能な地域医療提供体制を構築していく必要があります。
- ◆ 看護専門学校は、地域住民の健康や福祉の充実と向上の一翼を担う有能な看護師を育成するため、学校教育環境の維持に努めています。
- ◆ 救急医療体制は、病院群輪番制で対応しており、また、小児初期救急医療センターを運用し、小児初期救急医療体制を充実させています。さらに、山梨県ドクターヘリにより、3次救急医療の救命センターである山梨県立中央病院と連携を強め、救急医療体制の充実強化を図っています。夜間の初期救急体制の整備など残される課題への対応による一層の初期救急充実に向け、関係機関と協議を行っています。

● 転倒予防都市宣言



● 転倒予防都市宣言イベント



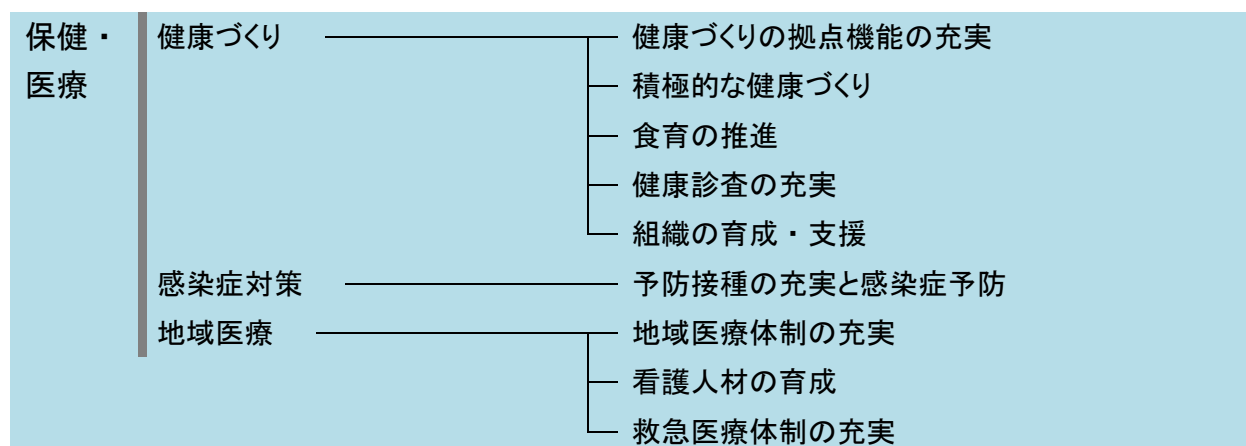
● ふじよしだ Walking+



● 健康ウォーキング in 健康まつり



施策の体系



施策

(1) 健康づくり

①健康づくりの拠点機能の充実

富士北麓総合医療センターを拠点として、健康に関する情報発信や年間を通じた健診や健康相談、健康づくり教室等を行う環境を充実させるとともに、地域ごとの健康づくりや市民の健康増進につながる参加型の各種事業を展開する場の確保など、市民が健康で過ごせるための環境整備に努めます。また、施設や設備の老朽化に伴い、計画的な整備を実施していきます。

②積極的な健康づくり

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康の維持・増進に対する自覚と意識を高め、自主的な健康づくりに取り組むよう、未病対策・発症予防等に向け関係部署や関係機関、民間団体等と連携しながら、様々な機会を通し情報提供や啓発活動を行うとともに、健康教育の充実に努めます。また、母子の健康づくりとして妊娠期から子育て期までの子育て世代包括支援センターと日帰り型産前産後ケアセンターを拠点とし、関係サービスの調整を行いながら、発達支援の相談、教室の充実に図ります。

③食育の推進

子どもから大人まで生涯にわたる健全な食生活の基盤づくりができるよう、「富士吉田市食育推進計画」に基づき、保育園・幼稚園・学校等と連携しながら食育の充実に図ります。

④健康診査の充実

母子の健康管理、生活習慣病・がんの早期発見・予防のため、市民への周知の強化や受診しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を強化し、健診内容の充実に図ります。また、健診結果をもとに、生活改善を目指した保健指導や受診勧奨などを積極的に推進します。

⑤組織の育成・支援

保健推進委員会や食生活改善推進委員会に対し、健康に関する講習会や自主的な活動推進のための支援を積極的に進めるとともに、自主的組織としての自覚と意識を深め、地区の健康リーダーとして市民の健康意識を向上させる体制の整備、並びに人材の育成を図ります。

(2) 感染症対策

①予防接種の充実と感染症予防

感染症を予防するため、予防接種の効果や意義などを周知し、各種予防接種の接種率向上に努めるとともに、感染症の動向や予防方法などの情報提供を図ります。さらに、新興感染症の流行拡大を防止する体制を、関係機関と協議しながら整備していきます。

(3) 地域医療

①地域医療体制の充実

市立病院は、多様化・高度化・専門化が進む地域の医療ニーズに的確に対応するため、持続可能な地域医療提供体制の確保を目的とした「公立病院経営強化プラン」を策定し、医師、看護師等の確保、施設・設備の適正管理、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、経営の効率化などを進めながら、病院経営の強化と医療体制の充実を図っていきます。

②看護人材の育成

地域住民の健康と福祉の向上の一翼を担う質の高い看護師を育成するため、看護に必要な基礎能力の修得、心豊かな人間性と見識を養い、社会に貢献できる看護師を教育し、地域医療を支える人材育成の確保と資質の向上に努めます。

③救急医療体制の充実

緊急時の適切な受診のために、入院・手術が必要な重症者の対応をする二次救急医療機関の市立病院では、地域での病院群輪番制を継続し、小児を含む初期救急では小児初期救急医療センターを運用するほか、小児救急電話相談や富士五湖消防本部テレホンガイドの周知を図っていきます。また三次救急として高度救命救急センターがある山梨県立中央病院とは、約 10 分で搬送が可能なドクターヘリの搬送も要請できる体制をとっています。今後も一次から三次救急に関わる関係機関と連携を強化し、救急医療体制の充実に努めていきます。

●富士・東部小児初期救急医療センター



●富士吉田市立病院



●看護専門学校



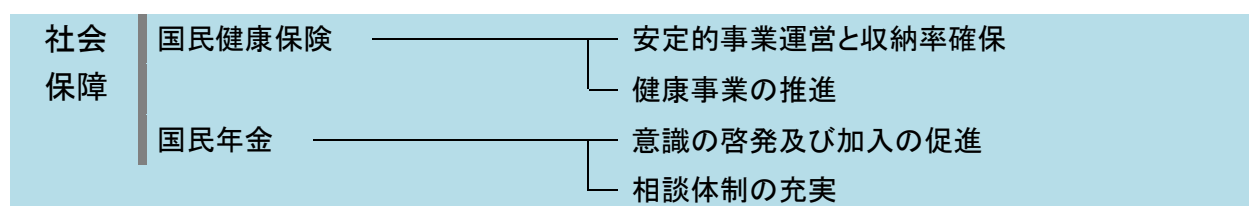
第2節 社会保障



現況と課題

- ◆ 国民健康保険事業は、適正な医療給付と療養費の支給、徴収強化や滞納発生の抑制等による収納率向上の努力により、健全運営を図っています。しかし今後、高齢化や医療の高度化により、医療費の増加や国・県の補助金等の減少が見込まれることから、国保財政は厳しさを増すものと予想されます。
- ◆ 2018（平成30）年度からは山梨県が財政運営の責任主体となる制度改革に沿った安定的な国民健康保険事業を実施しています。山梨県が各年に必要な県全体の医療費を算出し、それを市町村ごとに「国保事業費納付金」として請求する一方で、市町村ごとに要した当年度の医療費を市町村に支払い、これを市町村は医療機関に支払うことにより、安定的な財政運営を築きます。また、市町村は、地域住民と密接な位置関係のなかで、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業などの、被保険者に関連したきめ細かい事業を引き続き担います。
- ◆ 疾病予防が医療費抑制につながることから、生活習慣病の予防を目的に、特定健康診査や特定保健指導の充実強化に努めています。特に、健診受診については、国保資格者への広報活動に力を入れています。地区による受診率の差異もあり、さらに向上への努力が必要です。
- ◆ 重複頻回受診者には電話や訪問指導を実施し、信頼関係を構築しつつ受診回数や服薬量を減らすことができるよう援助しています。
- ◆ 国民年金においては、未納による低年金者や無年金者を減少させることが課題となっています。そのために広報やホームページを活用し、従来の免除制度の継続審査の案内と併せ新型コロナウイルス感染症の影響により減収した方のための臨時特例免除制度の周知、納付忘れを防ぐための口座振替の推奨に努めています。障害年金について制度を知らなかったことによる未請求者をなくすため、広報、パンフレット、ホームページによる周知を徹底します。また関係機関と連携を密にし、相談窓口の充実にも努めています。

施策の体系



(1) 国民健康保険

① 安定的事業運営と収納率確保

2018（平成30）年度からの今後の高齢化や医療の高度化に伴う様々な制度改革に対応し、市の役割を的確に果たしていきます。国民健康保険被保険者の税負担の公平性・公正性の観点から、徴収体制を強化する中で、法令の規定に基づく滞納の実態把握及び分析を行い、滞納処分を実施していきます。また、口座振替制度への加入勧奨等の推進により、収納率の向上を図り、国民健康保険事業の健全運営に努めていきます。

② 健康事業の推進

被保険者の健康保持増進と医療費の抑制を目指して策定した「データヘルス計画」に基づき、疾病全体に占める割合が大きい生活習慣病、中でも糖尿病や高血圧、高脂血症等の有病者や予備軍を対象に特定健康診査を実施するとともに、健診後の特定保健指導を推進します。関係機関との連携により個別検診の実施や、国保資格者への通知発送・広報・CATV等でPRを含め、受診率の向上に努めます。また、被保険者のレセプト（診療報酬明細書）を活用した重複頻回受診などに対する保健指導、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組み、医療費の適正化を図ります。

(2) 国民年金

① 意識の啓発及び加入の促進

公的年金制度について、市民の関心と理解を深めるため、広報、ホームページなどを活用し周知徹底に努めます。特に若年層に対しては制度の主旨や重要性など理解を一層深めるためパンフレットの配布など啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

関係機関と協力連携し、年金に関する情報提供、相談体制を充実させ、市民一人ひとりに合った適切な案内を行っていきます。また、度重なる制度改正に伴い、改正点についてより分かりやすく周知を行います。

第3節 地域福祉



現況と課題

- ◆ 誰もが豊かで暮らしやすい社会を築くためには、行政の取組に加え、市民が自ら福祉に積極的に関わり相互に助け合う「地域福祉活動」が不可欠です。このため、多くの市民が福祉を身近に感じるよう意識向上への取組が必要となっています。
- ◆ 地域福祉の推進には、その体制の核としての社会福祉協議会の役割が増加するとともに、民生委員・児童委員協議会の活動も多岐にわたり複雑化しています。
- ◆ 地域で生活している高齢者、障害者、子育て中の親など、支援を必要とする地域住民の福祉課題について、地域住民が支援者となれるような体制づくりが必要とされます。

施策の体系

地域
福祉

地域福祉の充実

地域福祉体制の強化

施策

(1) 地域福祉の充実

① 地域福祉体制の強化

地域住民が積極的に福祉活動に参加し、行政と社会福祉協議会などサービス提供機関と共に手を携え、協働してつくり上げていく地域福祉活動を展開していくとともに、その体制の強化を進めていきます。

● 敬老会



● 下吉田中央コミュニティセンター・多世代交流施設「富楽時(ふらっと)」



第4節 高齢者福祉

関連する
SDGs

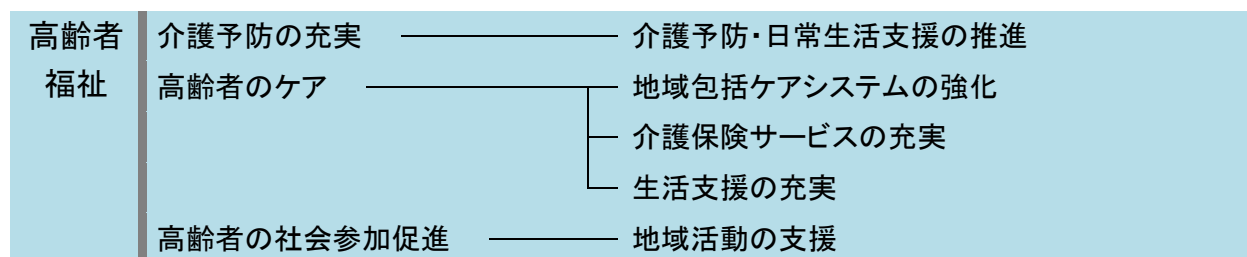


現況と課題

- ◆ 「富士吉田市介護保険事業計画」を3年ごとに見直しつつ介護サービスを展開していますが、高齢者、特に単身高齢者の増加に伴い今後も保険給付の増加が見込まれ、地域による高齢者支援の体制づくりや、制度のあり方も含めた幅広い検討が必要となります。
- ◆ 介護給付費抑制のためにも介護予防の重要性はますます高まります。デイサービス（通所サービス）及び日常生活支援事業（訪問サービス）の需要の大幅な増加に対し、地域住民の協力を得たサービス提供体制づくりを精力的に進める必要があります。
- ◆ 2011（平成23）年度に地域包括支援センター・ランチ体制^{*1}を整備し、介護保険法に基づく高齢者の生活実態把握調査、相談業務、ケア会議、ケアマネジメント業務等を実施し、高齢者が必要な介護サービス及び生活支援サービスを受けられるように努めています。また、本人及び家族支援のため、配食サービスをはじめとした各種の任意事業も実施しています。
- ◆ 単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続ける体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す必要があります。市指定の地域密着型施設の充実も図られていますが、さらに、在宅医療・介護の連携や地域全体で高齢者を支援する体制づくりが不可欠となります。介護離職ゼロを目指した人材の確保も急務です。
- ◆ 特別養護老人ホームやグループホームの整備を進めてきましたが、特別養護老人ホーム入所待機者が多く発生しており、その増加抑制と在宅での福祉サービスの充実が課題です。
- ◆ 福祉事業者等と協定を締結し、災害時における福祉避難所を確保しています。今後も避難行動要支援者の安全・安心を確保するため、各施設との連携・強化が必要です。
- ◆ 2015（平成27）年度に、コミュニティセンター機能と老人福祉センター機能、福祉避難所を併せ持った多世代交流施設「富楽時（ふらっと）」がオープンし、高齢者や各種団体を中心に利用が定着しています。老人福祉センター付設作業所なども含め、これらの場の利用により、社会参加、就労、趣味、社会貢献など高齢者が生きがいをもって取り組む機会や仕組みづくりが必要であり、魅力あるソフト事業の検討なども求められます。健康づくり事業など高齢者社会活動推進事業を実施していますが、その参加者の拡大、シニアクラブの会員の募集も課題です。

^{*1}ランチ体制：地域包括支援センターの運営体制としては、住民の利便性を考慮し、地域包括支援センターにつなぐための窓口として包括センターの他にランチ（総合相談窓口）を設置することができます。

施策の体系



施策

(1) 介護予防の充実

①介護予防・日常生活支援の推進

介護予防事業については、従前の身体機能の維持・向上が中心の介護事業者等によるデイサービスに加え、健康寿命の延伸に効果的な「高齢者の社会参加」や「生きがいづくり」の場の提供も合わせて、地域ぐるみでの取組を推進します。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、要支援高齢者等に対する日常生活支援を介護予防事業と共に実施し、総合的に支援します。

(2) 高齢者のケア

①地域包括ケアシステムの強化

地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情に沿った在宅医療・介護連携の強化を図るとともに、地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策、生活支援・介護予防の基盤整備等への取組を強めていきます。また、在宅介護者及び高齢者本人の自宅での生活支援サービスの充実に努めます。

②介護保険サービスの充実

国や県の施策の方向性を踏まえながら、要支援・要介護者や介護者の意向に沿った介護・支援のニーズを的確に把握し、必要な各種サービスを計画、実施していきます。今後、更に介護需要の増加が見込まれ、介護人材の確保が必要となることから、処遇改善をはじめ、働き方の改善について検討していきます。

③生活支援の充実

介護状態になっても、要支援・要介護者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療機関と介護事業所等の連携を推進し、安心した在宅生活が送れるよう支援していきます。また災害時や感染症の拡大時においても、介護事業所等と連携するとともに、必要な物資の支援・応援体制の構築を推進していきます。

(3) 高齢者の社会参加促進

①地域活動の支援

健康寿命の延伸、介護予防に非常に有効とされる「社会参加や社会貢献」を通じて、高齢者が生きがいを感じることでできる地域社会を目指します。「富楽時（ふらっと）」における様々なソフト事業の展開や、高齢者等が主体となっていく趣味や健康づくり等の活動の促進、元気な高齢者等が要支援高齢者を支援するボランティア活動など、シニアクラブ等と連携しながら、高齢者が積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。

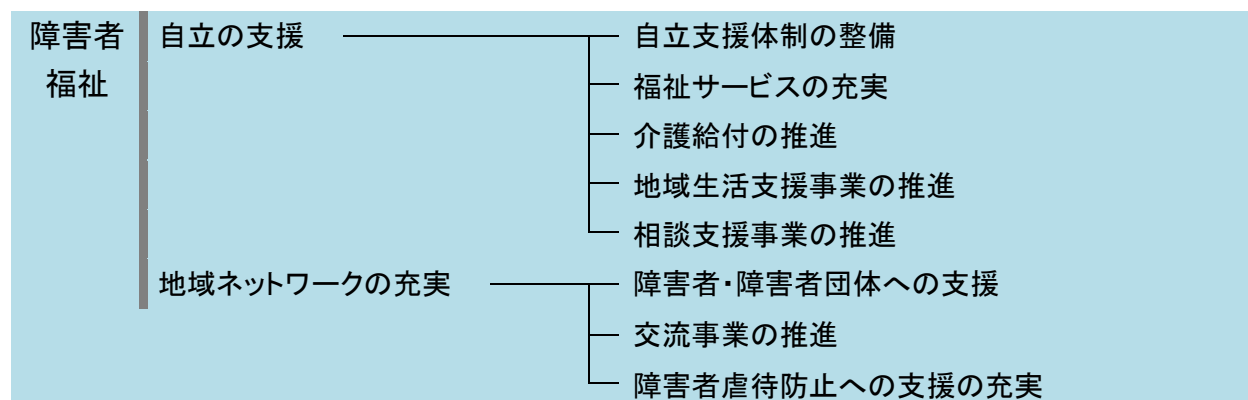
第5節 障害者福祉



現況と課題

- ◆ 障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正に伴い、障害者施設は施設中心のサービスから地域生活中心の新たなサービス体系へと移行がなされ、その趣旨に沿って、障害者自らがサービスを選び・組み合わせ、地域において安心して生活できる体制を整えていますが、今後も各施設と連携を図り、更なるサービス利用の促進が必要です。
- ◆ 障害の程度や勘案すべき事項（介助者や居住等の状況）を踏まえ、個々に必要な介護給付や日常生活支援が受けられるよう支援を実施しています。サービス利用希望者が増加する一方で、サービス等利用計画を作成する事業所（計画相談支援事業所）の不足といった課題もあります。
- ◆ 2017（平成 29）年 4 月に、地域での相談支援の中核的な機関として、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を開設しました。社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持った相談支援専門員を配置し、多種多様な相談への対応体制を整え、障害者やその家族に対する各種の地域生活支援事業を実施しています。
- ◆ 障害者への各種の手当給付や医療費等の助成、障害者団体への補助の拡充、在宅障害児とその家族の一日行楽などを進めてきましたが、引き続き有効かつ適切な福祉サービスの継続実施が必要です。
- ◆ 災害時における障害者等の避難については、一般の避難所では生活に支障をきたすため、福祉避難所の迅速・的確な開設とそこへのスムーズな移送、円滑な運営が必要です。
- ◆ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、2013（平成 25）年 10 月に障害者虐待防止センターを設置し、24 時間体制の整備はできましたが、支援体制の整備が課題となっています。

施策の体系



(1) 自立の支援

①自立支援体制の整備

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の理念である「基本的人権を享有する個人としての尊重」を念頭に、障害者のニーズに合った福祉サービスの実現に向けて、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業における各種サービスの提供、そのための確実な財源確保とサービス体制づくりを、富士北麓6市町村で構成する富士北麓自立支援協議会の中で、各関係機関と連携を図りながら推進します。また、災害時においては、福祉避難所の開設・運営について、円滑に実施できるよう努めます。

②福祉サービスの充実

障害者が身近な場所で日常生活・社会生活を営むために、各施設と綿密に連携を取りながら、様々な障害者のニーズに対応できるよう地域生活支援拠点等の整備、有効利用に努めます。

③介護給付の推進

家族の介護負担を軽減し、障害者が家庭や地域において安心して快適に生活できるよう、生活介護、居宅介護、行動援護、訓練等、「富士吉田市障害福祉計画」に基づいた介護に関する様々なサービスを展開していきます。

④地域生活支援事業の推進

障害者がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営み安心して暮らすことができるよう、医療・教育等の機関とも連携し、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援等、「富士吉田市障害福祉計画」に基づいた様々なサービスを展開していきます。

⑤相談支援事業の推進

富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に、障害児・者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう支援していきます。また、福祉サービス事業所などを対象とした研修会を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(2) 地域ネットワークの充実

①障害者・障害者団体への支援

障害のある人が地域でその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスとしての各種給付や助成による支援を継続的に実施していきます。また、市内の様々な障害者団体とともに支え合いながら、各地域で障害者の社会参加の促進や健康増進を目的に、研修、情報交換会等の様々な活動を展開します。

②交流事業の推進

富士北麓地域の障害者の交流を推進させるため、また市民が障害への理解と認識を深められるよう、富士北麓障害者基幹相談支援センターを中心に、富士北麓自立支援協議会及び山梨県自立支援協議会と連携しながら、研修会、情報交換会等を実施していきます。

③障害者虐待防止への支援の充実

障害者虐待防止法に基づき、障害者への虐待の未然防止のための支援を行うとともに、通報・届出があったときに迅速に対応できるよう、関係機関や民間団体等との連絡協力体制を整備します。

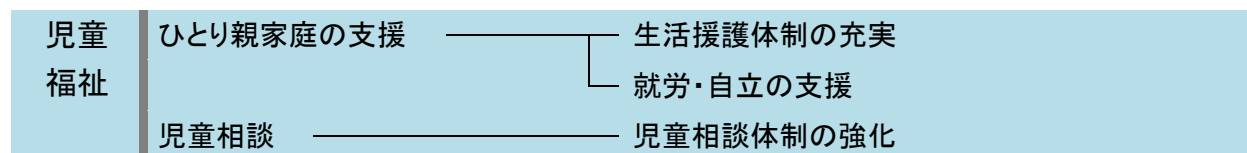
第6節 児童福祉



現況と課題

- ◆ ひとり親家庭の生活援護として、ひとり親家庭医療費助成と児童扶養手当の給付を行っていますが、その継続とともに、保護者の経済的自立を促す施策を検討していく必要があります。
- ◆ 母子・父子自立支援員への相談により就労につながる例があることに加え、また、高等技能訓練促進給付金、自立支援教育訓練、母子・父子・寡夫福祉資金貸付金償還利子補給への問合せ・相談も増加傾向にあります。しかし、母子家庭の母親は生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況が多く見受けられます。また、父子家庭への支援が不足していることや、外国人の方々には言葉の壁もあることから、相談を受けても就労に繋がらないケースがあるため、よりきめ細かな支援が必要となります。
- ◆ 子どもの貧困対策には保護者の経済的自立が有効であり、高等技能訓練促進給付金の対象資格を拡大しています。
- ◆ 家庭児童相談の強化や情報交換・支援の協議機関として「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。児童家庭相談は、2017（平成 29）年度は 44 件でしたが、全国的に児童虐待防止のCM放映等、広く普及啓発を行ったため、市民の児童虐待通告に対する意識が高まり、2021（令和 3）年度は 212 件と著しい増加の一途を辿っています。また、新たにヤングケアラー^{*1}支援の取組が必要となるため、今後は更に、庁内関係部署や関係機関と連携を図り対応していく必要がありますが、問題が表面化していないことも考えられ、早期発見と早期対応が最重要課題となります。

施策の体系



*1) ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

(1) ひとり親家庭の支援

①生活援護体制の充実

母子・父子家庭などの支援を必要とする家庭に対し、生活基盤の安定や児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、ひとり親医療費補助、各種福祉資金貸付制度の活用を促すとともに、母子・父子自立支援員による生活相談・就労相談など援護体制を充実していきます。

②就労・自立の支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、自立支援プログラム策定をすることで、ハローワークとの連携による就労支援や教育訓練・高等職業訓練など給付制度を利用した技能・技術の取得による雇用の安定と就労を促進するための支援体制を整備します。

(2) 児童相談

①児童相談体制の強化

家庭における適正な児童の養育や虐待に関する相談・支援を各種相談員や保健師、社会福祉士等の専門職が対応する中で、学校や児童相談所等、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の運営については、児童に関する情報や考え方を共有し、適切に対応できるよう連携の強化に努めます。児童虐待相談件数が増加・深刻化する前の早期発見・早期対応が必要なため、2022（令和4）年度に児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」を設置しました。また、当該拠点は、法改正により母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と連携を強化し、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談体制を構築するため2024（令和6）年度までに「こども家庭センター」を設置します。

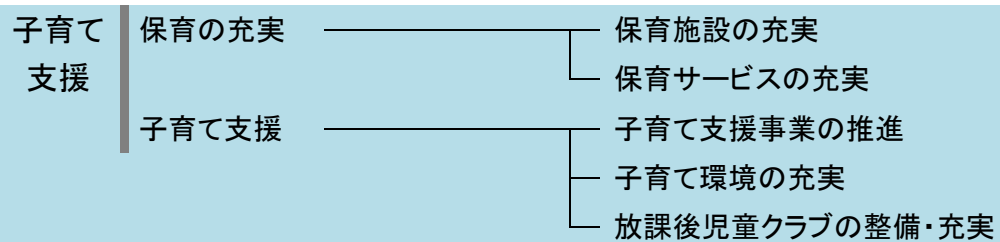
第7節 子育て支援



現況と課題

- ◆ 児童福祉法に基づき保育施設に給付費を支給するとともに、保育需要の増加に伴い、私立保育園を含めて定員の増加を図ってきました。2019（平成 31）年 4 月には市立第七保育園を開園、また民間事業者による認定こども園への移行、開設を支援し、2022（令和 4）年 4 月現在認定こども園は、移行 3 園、開設 2 園、計 5 園が開園しています。2023（令和 5）年 4 月には小規模保育事業所が 1 園開園する予定です。保育施設については、現有施設の長寿命化や適正な維持管理とともに、少子化や保育需要の動向に併せて 2020（令和 2）年 12 月に策定した適正配置計画に基づき、バランスを考慮した適正配置を推進していきます。
- ◆ 保育園では、保育時間の延長や入所児童の健康管理、病後児保育室の開設等を行ってきましたが、保育士の確保が困難な状況もあり、民営化も含めた検討が必要となっています。
- ◆ 2020（令和 2）年度に「第 2 期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同計画に基づき、事業を展開しています。少子化の進行も見据えながら地域の実情に応じて計画の定期的な見直しが必要です。
- ◆ 子育て支援の拠点として、2017（平成 29）年 1 月に子育て支援センターが開所しました。ここでは、相談事業、ファミリーサポート事業、乳児全戸訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、利用者支援事業、保護者の子育て支援事業や子どもの健康増進事業等各種事業を展開しています。
- ◆ 未就学児の預かり事業として、本市は 2000（平成 12）年度からファミリー・サポート・センターが担ってきましたが、年々援助依頼件数が増加する一方で、協力会員の登録数の伸び悩み及び高齢化が課題でした。2022（令和 4）年度から民間の認定こども園が施設内で一時預かり事業を開始したことにより、ファミリー・サポート・センターの課題解決が図られました。未就園児の預かり事業の選択肢が増えたため、今後は更に周知を図るとともに、各種事業を展開していきます。
- ◆ 医療費の助成として、子育て応援医療の対象年齢を 2020（令和 2）年度から 18 歳まで拡大するとともに、未熟児養育医療も含め、保護者の経済的負担軽減につながっています。子宝応援医療も、妊娠につながる効果が見られます。
- ◆ 就労している保護者への子育て支援として、小学校 1 年生から 6 年生までの児童の放課後保育を市内 16 箇所で実施しています。2021（令和 3）年度に実施した保護者アンケートの結果、2022（令和 4）年度から開所時間の拡大と利用料の引下げ及び減免を行い、保護者の更なる就労支援に繋げています。一方で、保護者の共働きの増加に加え、家庭状況も複雑・多様化し、放課後等の保育が困難な家庭が増えているため、待機児童の発生が懸念されます。これを踏まえ、児童の安心安全な保育の観点から、小学校校舎内へのクラブ移設の促進を図るとともに支援員の確保が重要な課題となっています。

施策の体系



●子育て支援センター 産前産後ケアルーム



(1) 保育の充実

①保育施設の充実

増加する3歳未満児の保育需要に対し、市立第七保育園の新設、民間事業者による保育施設の開設を支援するとともに、老朽化した現有施設の改修整備、備品等の整備を計画的に進めます。併せて、認定こども園や幼稚園等と連携し、保護者のニーズに対応した施設の充実・整備を推進します。

②保育サービスの充実

社会の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応するため、保育園における児童の健全育成や子育て支援の機能が強化されるよう、認定こども園や小規模保育施設等と連携しながら、保護者の就業形態に応じた保育サービスのさらなる充実を図るとともに、保育士の確保に努めます。また、市立保育園の民営化も含め、社会環境変化に即した長期的な保育施設のあり方の検討を進めます。

(2) 子育て支援

①子育て支援事業の推進

子育て支援事業に関し、子ども・子育て会議に諮りながら、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの第2期事業計画を策定しました。目標事業量、施策目標の達成に向けて各事業の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て会議において必要に応じ計画の見直しを行います。また2017（平成29）年1月に開所した子育て支援センターを拠点として、妊娠・出産・子育てまで切れ目なくサポートしていく事業の充実を図るとともに、妊産婦及び0から18歳までの子どもや子育て家庭に対し、子育て関連の情報収集の場・子どもや保護者の交流の場・相談支援の場として更なる充実を図ります。小・中学生及び高校生の居場所支援においては、コロナ禍においても、同センター施設の適切な管理運営に努めるため、新たに感染予防作業及び見守りのためのスタッフを配置し、子ども達の安心安全な利用に努めます。また、各種子育て支援事業に民間活力を導入し、事業の更なる拡充や展開を図ります。

②子育て環境の充実

子育てを行う保護者に対し医療費の助成を継続することにより、乳幼児・児童の健康増進と保健福祉の向上を図ります。受診状況等の分析を定期的の実施し、趣旨に見合った事業を展開していきます。また、心身並びに経済的負担の大きい不妊治療に対しては、治療費の助成などにより負担の軽減に努めます。

③放課後児童クラブの整備・充実

共働き家庭の増加による保育ニーズの増大に対し、全小学校内への放課後児童クラブ（学童保育）の設置を目指すとともに、地域の公共施設における学童保育施設の開設、既存施設の充実、支援員・補助員の確保に努め、放課後子ども教室（わくわく子ども教室）と連携しつつ、児童の健全育成を促進します。

●つどいの広場



●放課後児童クラブ



第8節 生活支援



現況と課題

- ◆ 生活保護は、傷病、障害、高齢などにより自己の努力だけでは生活が困難な世帯に対し最低限の文化的生活維持のための経済的保障と同時に自立の助長を図ることを目的とする制度で、社会構造の変化に伴い生活保護世帯は増加しています。
- ◆ 生活保護世帯においては、特に、高齢世帯と傷病世帯の生活保護が増加しており、単身高齢世帯の増加に伴う、医療扶助費、介護扶助費、葬祭扶助費の増加が目立っています。生活保護では、被保護者個々に応じた課題が多く、ボランティア活動等の中間的就労の場の確保などが課題となります。
- ◆ 生活保護申請時には調査件数を拡大し、資産状況を把握し適切な処理を行っていますが、不正就労者（税務課への給与支払報告がない）の実態把握が困難という問題もあります。
- ◆ 生活保護に至る前の生活困窮者には、自立促進のための事業を展開していますが、多岐にわたる生活諸課題に対し、迅速かつ適切な対応が求められています。

施策の体系

生活 支援	低所得者の支援	生活擁護の充実
	不正受給防止	調査等の充実

(1) 低所得者の支援**①生活擁護の充実**

生活困窮者には、国の支援制度を活用するなかで、就労に向けた支援や就労機会の提供など、解決に向けた支援を行っていきます。ケースワーカーは民生委員及び関係機関と連携を図り、家庭訪問等により生活保護世帯の的確な生活実態把握に努め、各世帯に応じた相談・助言・指導を行い、実状に即した適正な保護を実施します。また、就労支援等の自立に向けたプログラムを活用し自立助長を進めます。

(2) 不正受給防止**①調査等の充実**

生活保護申請時において、預貯金や資産保有状況等の関係機関への調査をもとに的確な保護の要否判定を行います。また、不正受給の未然防止のため、被保護世帯に対し収入申告の必要性や申告の義務の説明を行い、稼動収入の無申告、過少申告や各種年金の無申告を防止します。併せて訪問計画に基づき訪問調査を行うことにより、就労状況等の生活実態を把握していきます。

目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値*1	2021 (R3) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値*1
「保健活動・健康づくり」に対する満足度	30.4%	33.0%	31.1%	94.2%	34.0%
多世代交流施設 「富楽時（ふらっと）」 の利用者数	67,963 人／年	75,000 人／年	33,216 人／年	44.3%	60,000 人／年
合計特殊出生率	1.48	1.6	1.41	88.1%	1.5
子育て支援センターの 利用者数*2	6,999 人／年	25,000 人／年	12,448 人／年	49.8%	24,000 人／年

*1) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である2027(令和9)年度(10年後)の指標を掲載している。

*2) 2016年度数値は2017年1月(開設)から3月までの延人数

第2章

心豊かな人を育む

『教育・文化・スポーツ』の充実

●施策分野

- 1 就学前教育
- 2 学校教育
- 3 青少年
- 4 生涯学習
- 5 文化・芸術
- 6 スポーツ・レクリエーション

● 体験学校



第2章

心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実

[施策区分](節)	[中項目](細節)	[施策]
就学前教育	就学前教育の充実	就園環境の充実
学校教育	教育内容の充実	教科指導の充実 社会に開かれた特色ある学校づくりの推進 国際理解教育の推進 特別支援教育の推進
	教育体制の充実	教育相談体制の充実 教職員の資質向上 学校間等の交流連携の推進 教職員校務支援システムの運用
	学校施設の充実	学校施設の管理・整備・安全対策
	健康安全教育の充実・推進	保健管理の徹底 学校給食の充実と食育の推進
	義務教育環境の充実・研究	就学環境の充実 適正規模・適正配置の研究
	高等学校・高等教育との連携	高等学校との連携 高等教育機関との連携
青少年	青少年育成	青少年施設の管理と活用 健全育成体制の強化
生涯学習	施設の活用・充実	各施設の利用促進
	社会教育の推進	社会教育の充実 魅力ある講座の充実
文化・芸術	文化・芸術の振興	文化振興施設の充実 文化・芸術活動の推進
	文化財等の保存と活用	文化財等の保存・活用の推進 保存・展示施設の充実
スポーツ・レクリエーション	生涯スポーツの振興	生涯スポーツの充実 スポーツ環境の基盤整備
	スポーツに親しむ機会の充実	スポーツイベント等の開催 スポーツを通じた健康づくりの推進

第1節 就学前教育

関連する
SDGs



現況と課題

- ◆ 本市では、就学前教育を担う幼稚園は全て私立が担っている状況ではありますが、保育への需要の移行と少子化に伴い園児数は減少の傾向にあります。
- ◆ 私立幼稚園に対し、運営費及び教職員研修費を補助しており、健全な運営を図るとともに幼稚園の自助努力もお願いする中で、園児数の増加につなげていく必要があります。
- ◆ 「幼保小連携連絡会議」を活用し、円滑な就学への連携を図っています。

施策の体系

就学前
教育

就学前教育の充実 ————— 就園環境の充実

施 策

(1) 就学前教育の充実

①就園環境の充実

少子化進行の中、私立幼稚園の実情を踏まえ、幼稚園教諭のスキルアップ研修への補助、施設改修への補助など、運営に対する支援を継続します。さらに、今後も私立幼稚園の運営について、自助努力を求めています。特色や個性を活かし広く周知するためのPR活動や相談・協力など、社会環境の変化に対応した具体的な支援策を検討していきます。また、幼稚園、保育園、小学校の緊密な繋がりを確保するため、「幼保小連携連絡会議」の活発な活用を図ります。今後、認定こども園への移行の状況を踏まえた就学前教育への取組に対して支援を検討していきます。

●就学前教育



第2節 学校教育



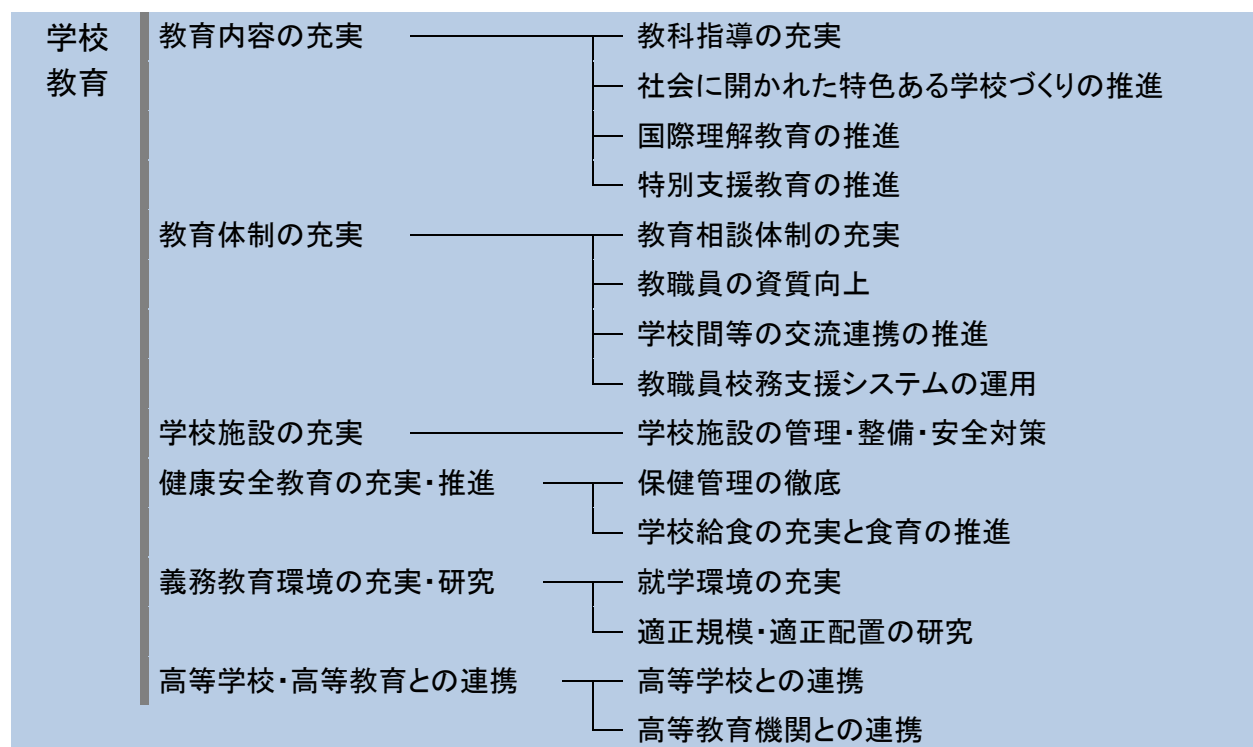
現況と課題

- ◆ 小中学校教育において、富士・東部教育事務所内に充て指導主事を配置し、教員に対し専門的な指導を行い、教育の質の向上に努めています。教材や副読本の整備・改訂、学習指導要領に基づく教科指導だけでなく、情報化教育、郷土・地域教育等に効果を上げています。引き続き、子ども達がさらに主体的に学習に取り組むための授業改善、ICT（情報通信技術）機器の活用、自主学習の習慣化が必要とされます。
- ◆ 本市では、富士山を鑑とした「富士山教育憲章」に則った富士山教育を推進し、各学校において富士山学習を実践しています。富士山学習成果発表会の実施や、「わたしたちの富士吉田市・富士山作品コンクール」を開催するなど、富士山学習の啓発を継続して行うことが望めます。また、市内中学生を対象としたキャリア教育により、郷土愛の醸成が求められます。
- ◆ 小学校英語の教科化の全面実施に対応するため外国語指導講師（ALT）11名を派遣委託の形で配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育を進めています。小学校学級担任の英語指導力を高めるための研修を積み重ねることが必要です。また、外国人子女等への指導協力者を派遣して、学習支援や保護者対応が引き続き必要となります。
- ◆ 障害を持つ児童・生徒に対する特別支援教育については、特別支援教育支援員だけでなく教職員も含めた研修を行っていくことが必要となり、児童・生徒理解、支援体制の強化を図ることが望めます。特別支援教室に在籍する児童・生徒は年々増加しているだけでなく、通常学級においても特性がみられる児童・生徒が増加しており、適切な支援のためのスタッフ確保と資質向上、インクルーシブ教育^{*1}への対応等がより一層求められています。
- ◆ 吉田小学校分校は、市立病院入院児童の教育を推進しています。
- ◆ 教育研修所では、教育相談や不登校対応などの様々な問題に対応しています。教育相談件数が増加し、不登校や引きこもりなど問題が複雑化・多様化しています。これらに対し、教育支援室では教育相談員・自立支援員・学校訪問アドバイザーが連携して家庭や学校を支援してきましたが、2017（平成29）年度からは総合教育支援員として総合化し、教育支援室の充実を図っています。
- ◆ 教職員の指導力と資質向上のため、今日的な教育課題に対応するための様々な研修を実施しています。富士山教育の体制充実、研修成果の授業への活用、教育の今日的課題や現場が抱く問題意識を解消するための研修等が課題となります。
- ◆ 連携活動の充実は、教育課題の複雑化や子どもの学びのつながりを保証する上で、年々重要性が増しています。小中学校間の連携だけでなく、幼保小・小中高などの連携会議により、指導の継続性や一貫性を高めることが必要です。

*1) インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

- ◆ 近年教職員の多忙化への対応が求められています。本市独自の教職員校務支援システム（あいシステム）が小中学校にさらに根付くよう、現場教職員の声を基に新たなシステムの導入や利便性の向上を図る必要があります。
- ◆ 各校で校舎等の維持・安全管理のための修繕、環境整備、物品や備品等の購入を順次進めています。今後、2033（令和 15）年から 2052（令和 34）年の 20 年間に学校施設の集中的な建て替えが必要になることから、2020（令和 2）年 3 月に策定した「富士吉田市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の効果的・効率的な改修・修繕を行うとともに、維持管理費用や施設の更新の平準化を図っていく必要があります。
- ◆ 学校保健安全法に従い、就学前児童の健康診断のほか、児童・生徒の健康診断、各種検査を毎年実施しています。
- ◆ 学校給食センターでは 市立小中学校 11 校の児童・生徒、並びに市立 6 保育園の園児へ給食約 4,400 食の調理、配送業務を行っています。成長期にある子どもたちへ栄養バランスのとれた安心安全な給食を提供し、情緒豊かな人間形成と健康の保持増進、食育の推進に寄与しています。食物アレルギー疾患を持つ児童生徒へは学校、保護者、調理従事者と連携し、詳細な献立対応食及び除去食を提供しています。さらに市立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費無償化を実施しています。今後は給食残食量削減へ向けても、食育指導のさらなる推進が重要となっています。また、施設建設より 5 年が経過し、機械設備等の故障頻度が高くなってきており、施設の維持管理コスト増への対応が課題となっています。
- ◆ 児童・生徒就学援助・奨励事業により、要保護・準要保護家庭に学用品等を扶助しています。経済的に困窮している家庭の増加に伴い、就学援助・奨励事業の周知方法の工夫も必要です。
- ◆ 本市には市立の小学校が 7 校、中学校が 4 校ありますが、少子化の影響等により地域によってはその児童・生徒数には不均衡が生じている面があります。
- ◆ 小中高連携連絡会議や中高生徒指導連携会議、中高養護教諭連携会議を開催し、一人ひとりの児童生徒理解が円滑に移行できるように情報交換を行っています。
- ◆ 学校支援学生ボランティアを募り、児童生徒への学習支援を行っています。大学と連携を取り、小中学校へ派遣しています。

施策の体系



(1) 教育内容の充実

①教科指導の充実

充て指導主事設置の継続により、持続可能な社会のつくり手を目指した新学習指導要領に対応した教科指導の研究及び教員に対する専門的な指導研修を実施し、「主体的・対話的で深い学び」を実践する授業の実現を目指します。外国人子女や特別支援教育など多様化する児童生徒への対応、防災教育や食教育などの安全に対する教育のために教職員の資質・能力の向上のための研修の充実に努めます。引き続き、本市独自の副読本の作成・活用やＩＣＴ（情報通信技術）等の学習環境の充実、長期休業等を活用した学習支援体制の確立等により、児童・生徒の確かな学力の育成と自主的な学習習慣の定着を目指します。感染症対策や熱中症対策、給食アレルギー対応、登下校指導など、児童生徒の健康や安全を守るための取組を継続し、児童生徒自らも自身の健康や安全について考え、実践していくための教育を行っていきます。ＥＳＤ^{*1}教育において広い視野を養い、世界にはどのような問題があるのかを知り、身近な取組から始めることで、自らの問題として行動に移すことを目指します。外国人児童生徒に対し、専門の教員による日本語指導を実施したり、小中学校と家庭との面談時には通訳者を手配したりするなど、学習や学校生活に順応できるよう指導や支援を今後も継続していきます。

②社会に開かれた特色ある学校づくりの推進

富士山を鏡とした「富士山教育憲章」を基本理念とした、「富士山を知る学習」「地域を知る学習」「交流活動」の３つの柱からなる「富士山学習」のもと、特色を活かした魅力ある学校づくりを目指し、富士山と地域に誇りを持った児童生徒の育成に努めます。さらに、社会に開かれた教育課程を編成し、児童生徒の道德心を育み社会的・職業的自立のためのキャリア教育等を推進します。

③国際理解教育の推進

小学校英語への対応と小学校と中学校の英語教育の接続のためＡＬＴを１１名配置し、コミュニケーション能力の育成と国際理解教育を推進します。また、小学校英語専科教員とＡＬＴとのチームティーチングを通して小学校の学級担任の英語指導力の向上を図ります。また、外国人子女への日本語指導等の体制強化に努めます。

④特別支援教育の推進

増加する様々な障害を持つ児童・生徒に適切に対応するため、継続して特別支援教育支援員の効果的な配置と資質向上に努めます。また、適切な教育指導体制の構築のため、国・県に教員加配基準の緩和を要望し、インクルーシブ教育として、障害の有無に関わらず共に学べる学校づくりを目指します。

^{*1})ESD:Education for Sustainable Development の略。持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。(出典:文部科学省 HP)

(2) 教育体制の充実

①教育相談体制の充実

いじめ・不登校・問題行動・集団不適応等の課題を抱える子どもやその保護者に対し、様々な関係機関と連携しながら、総合教育支援員による支援体制を構築し、きめ細かく総合的な支援の充実を図ります。特に、不登校対策として、教育支援室を活用した子どもの居場所づくりと悩んでいる子どもや親の相談の支援を進めます。また、教育支援室の施設拡充についても調査検討を進めます。

②教職員の資質向上

GIGAスクール構想^{*1}による児童生徒への1人1台タブレットを効果的に活用するために、教職員のタブレット操作技術の向上のための研修を今後も継続して実施します。教職員により習得状況は異なるため、個々の技術を高めるよう努めます。「主体的・対話的で深い学び」のための効果的なタブレットの活用と授業改善のための研修や今日的教育課題への対応のための研修など、様々な実践的研修機会を創出します。

③学校間等の交流連携の推進

「小一プロブレム」や「中一ギャップ」への対応など、子どもたちの成長を継続的かつ適切に支援していくために、「幼保小連携連絡会議」、「小中高連携連絡会議」、「中学校・高等学校生徒指導連絡協議会」等の連携事業を今後も実施していきます。さらに校種間の接続がスムーズに進むために、交流連携の推進を図ります。

④教職員校務支援システムの運用

市独自構築の教職員校務支援システムである「あいシステム」は教職員の声を基に操作性が高まっており、それにより教職員の多忙化解消につながっていることから継続的に修正を行い、教師が子どもと向き合う時間を創出し、心の通い合うより良い教育環境づくりを目指します。

(3) 学校施設の充実

①学校施設の管理・整備・安全対策

学校施設は、次代を担う子どもたちが集い、学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては、避難生活の拠り所となる重要な施設です。そのため、「富士吉田市学校施設長寿命化計画」に基づき、安心・安全な施設環境を確保し、将来にわたって長く使い続けるため、老朽化対策のみならず、建物の機能や性能を現在の学校に求められている水準を継続するため、長寿命化の推進を図ります。

^{*1}GIGAスクール構想：2019(令和元)年12月に文部科学省が発表した教育改革案で、Society5.0時代を生きる子どもたちに相応しい、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する取組。

(4) 健康安全教育の充実・推進

①保健管理の徹底

児童・生徒の保健管理として、引き続き、富士吉田医師会等の協力を得て、学校医等の適切な配置により各種健康診断などを確実に実施します。また、養護教諭を補佐する職員を継続派遣し、学校保健体制の充実を図ります。

②学校給食の充実と食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭及び市管理栄養士による学校訪問を実施し、I C T教材等も活用しながら学校給食を生きた教材として食育を推進していきます。また、食物アレルギー対応や食中毒の防止等を行うとともに、災害時の食料供給拠点の機能が十分発揮できるよう年次計画を基に施設・設備の管理に努めていきます。

(5) 義務教育環境の充実・研究

①就学環境の充実

経済的に困窮している要保護・準要保護世帯に対して、学用品費や給食費等の援助をし、その教育環境を充実させることで、子どもたちが円滑に義務教育を受けることができるよう支援を継続します。また、山梨県が実施する貧困調査も踏まえ、学校、スクールソーシャルワーカー、福祉部門、民生委員をはじめ社会福祉協議会等の関係機関と密に連携しながら、貧困家庭への就学環境の整備に努めます。

②適正規模・適正配置の研究

少子化の動向を見極めつつ、市内の児童・生徒が適正な環境のもとで等しく義務教育を受けるために、小中学校の適正規模・適正配置について研究し、検討していきます。

(6) 高等学校・高等教育との連携

①高等学校との連携

国際化や情報化など社会の変化に対応し、より質の高い教育の機会を確保するため、高等学校との連絡体制を整え、引き続き、進路指導体制の充実、適正な高等学校入学定員枠の働きかけ、及び小中高の連携事業の推進を図ります。

②高等教育機関との連携

児童・生徒の貴重な教育環境として、地元や隣接地域の大学等との一層の連携に努めます。また、学校支援学生ボランティアによる小中学校への学習支援や各種社会教育活動への人的資源である大学生の活用に向け、今後も継続的に高等教育機関との積極的な関係づくりに努めます。

第3節 青少年

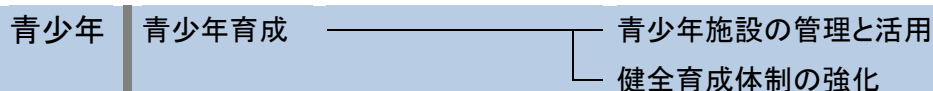
関連する
SDGs



現況と課題

- ◆ 青少年の健全育成のための施設である青少年センターは、全国でも数少ない宿泊機能を備えた公設施設であり、小中学校の林間学校をはじめ、各種青少年育成団体等の宿泊・研修活動の場として活用されています。指定管理者による効率的・効果的な管理運営を行っているものの、施設は築後40年以上を経過し老朽化が進んでおり、経年劣化に伴う修繕が増加しています。
- ◆ ネット社会のもとで青少年を取り巻く新たな環境上の問題が拡大しており、それらに対応した青少年教育事業の推進方法の検討も必要となります。
- ◆ 青少年教育事業として、スポーツ活動の支援、研修会、南都留地区ジュニアリーダーアウトドア体験、二十歳を祝う会、育成会長会議などを各関係機関と協力・連携し実施しています。また、青少年育成カウンセラーによる啓発活動や指導・相談・助言等も行っています。
- ◆ 活動の場（居場所づくり）として、放課後子ども教室を2019（令和元）年度に明見小学校、2022（令和4）年度に下吉田第二小学校を新たに開設し、市内小学校5校において運営しています。放課後や週末の子どもたちの安全で安心な活動拠点として、さらなる教室の拡大と市民ボランティアの運営参加が求められますが、運営方法も含め事業の方向性の検討が必要です。

施策の体系



●放課後子ども教室（わくわく子ども教室）



(1) 青少年育成

① 青少年施設の管理と活用

適切な維持管理、計画的な修繕を行いつつ、指定管理者制度のもと、子ども教室の開催、スポーツ教室・音楽文化講座などの自主事業、コロナ禍におけるやまなしグリーン・ゾーン認証^{*1}の取得など創意工夫を重ねて事業活動しています。また、施設は築後 40 年以上を経過し老朽化が進んでおり、経年劣化に伴う修繕が増加しているため、優先順位を見極め、計画的に修繕していきます。

② 健全育成体制の強化

ネット社会の青少年を取り巻く新たな環境上の問題を踏まえ、富士吉田市青少年総合対策本部が中心となり、青少年育成富士吉田市民会議や育成会などの活動を通して、引き続き、健全育成の体制強化に努め、事業の展開を図ります。また、青少年が社会性を身に付け、自立心や思いやりの心を育むために、地域の各種団体と連携するとともに、相談窓口の整備や啓発に努めます。放課後子ども教室（わくわく子ども教室）については、開設運営に必要なボランティアのマンパワーの確保、運営方法等、さらなる充実の方策を検討していきます。

● 青少年センター



^{*1} やまなしグリーン・ゾーン認証: 2020(令和2)年5月に山梨県が公表した「やまなしグリーン・ゾーン構想」において創設した認証制度。「山梨全体で安心・信頼を提供」することをテーマとした、感染症に強い事業環境づくりを強力に後押し、利用者の安心・信頼を獲得し、県内経済の再生につなげることを目指す。

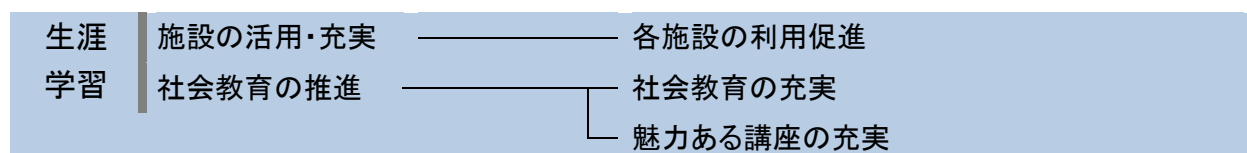
第4節 生涯学習



現況と課題

- ◆ 公共施設として日々多くの市民が利用する市立図書館では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、図書館利用における感染予防対策の実施が必要となっています。そのため、館内の消毒作業による入替え制の実施や返却図書の消毒作業、3密を回避するために学習席や閲覧席の数を減らすなど、市民が安心して図書館を利用できるよう、感染リスク軽減に向けた措置を続けていきます。また、感染予防の観点から、おはなし会やこども会といった対面型や集客型の事業の実施が難しいことから、オンラインを活用した事業の実施やYouTubeチャンネルでのイベント動画の配信、InstagramやTwitterなどのSNS^{*1}を活用した情報発信など、新たな事業展開を進めることで、コロナ禍にあっても図書館の利用促進を図ります。
- ◆ 市民会館では、各種講座やイベントなどが数多く開催され、広く市民の生涯学習の場として大きな役割を担っています。指定管理者による施設の管理運営を行っており、経費の削減に繋がっていますが、さらなる集客による稼働率の向上が課題となっています。
- ◆ 様々な場で市民の社会教育、生涯学習に関する情報収集を行い、時代変化に対応した社会教育事業の体系づくりを進める必要があります。
- ◆ 富士の里市民大学は、すべての市民が生涯学習に対する市民の多種多様な要望に応えるため、様々な学習の情報や安全な学びの場を提供し、子どもから高齢者まであらゆる世代に対応した各種教室、講演会等を開催しています。メールやQRコードを活用した受講申込みを可能にすることにより、申込み手続きの負担を軽減し受講率の向上を図っています。
- ◆ 生涯学習教養講座については、多様化する市民ニーズに応え、時代変化に即した講座とするため、常に受講者の声を把握し、講座内容を検討し、開催していく必要があります。

施策の体系



*1) SNS:ソーシャルネットワーキングサービス。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

(1) 施設の活用・充実

①各施設の利用促進

市立図書館では、利用者が安心して施設を利用していただけるよう、新型コロナウイルスの感染症対策を続けながら、学習や社会活動に意欲的なシニア層をはじめ幅広い年齢のニーズを把握し、新たな掘り起こしを行い、図書館から積極的にサービスを届けられるよう、SNSによるデジタル媒体の活用など様々な手段により、計画的な情報発信を継続して、利便性の向上と利用増進を図ります。また、図書館運営上重要となる司書の有資格者の確保に努めます。

(2) 社会教育の推進

①社会教育の充実

わかりやすい生涯学習関連情報の発信充実に努めます。また、引き続き、地域における「学び」の情報にも注目し、社会教育委員や関係団体等の指導・助言を得ながら、刻々と変化する時代に適応した社会教育の充実に努めます。

②魅力ある講座の充実

富士の里市民大学をはじめ、家庭教育学級、富士山ジュニアカレッジ、寿教室、中央社会学級を開催しています。また、富士山自遊大学事業は市民会館の指定管理者の（一財）富士吉田文化振興協会が事務局として開催しています。介護や子育て、ボランティアに関連した講座の開催、参加者の学習ニーズを十分に考慮し、多種多様な講座を展開し、参加者の拡充や受講率の向上に努めます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休会している地区社会学級や成人学級については、社会教育委員や関係団体の指導・助言を得るなかで、感染防止に留意しながら再開に向けて働きかけていきます。

●富士山ジュニアカレッジ



●富士の里市民大学



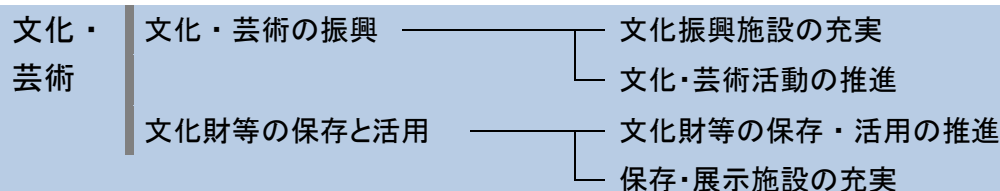
第5節 文化・芸術



現況と課題

- ◆ 市内では、多くの文化団体やサークルが、市民会館などを拠点として活発な文化活動を行っており、市はそれらの団体に補助金を交付することにより、地域に根ざした文化の振興を図っています。近年、文化芸術に関わる若年層の減少や指導者の高齢化が見られ、将来の文化芸術の振興を担う人材の育成が必要です。
- ◆ 市民の文化芸術活動の発表の場として富士吉田市文化祭を開催し、文化功労者や公募展における各受賞者の表彰を行うとともに、各種団体による文化祭参加事業への参加を呼びかけていますが、今後もさらに文化芸術の振興を図る必要があります。また、各自治会で開催する文化祭への運営費の補助や巡回視察の実施により、市民の文化芸術への関心と理解を深めています。
- ◆ 市内には世界文化遺産富士山の構成資産も含め、国・県・市の指定文化財が数多くあります。これは他地域と比較しても歴史文化的遺産が豊富に残されてきているものです。2022（令和4）年3月には「吉田口の信仰用具」4,039点が重要文化財に指定されました。市内全域には指定文化財以外にも歴史文化的価値のある文化財が数多く残されており、これらを長期的な視点で保存や活用等に生かしていくことが今後のまちづくりの根幹を支えていくものとなると思います。
- ◆ 市では、文化財の保存修理、無形民俗文化財保持団体への活動援助、文化財保護の啓発、開発事業に伴う発掘調査、埋蔵文化財包蔵地の照会、文化財指定にかかる調査等を行っています。これらに携わる文化財の専門知識及び経験を持つ人材育成を図り、2019（平成31）年策定の文化財保存活用地域計画を踏まえ、地域資源としても貴重な文化財の保存、活用に向けた取組を継続して進めていきます。
- ◆ 博物館は、2015（平成27）年4月のリニューアル後、企画展や講座、ワークショップを開催するなどにより入館者が増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。今後は整備された富士の杜・巡礼の郷公園や富士山レーダードーム館、道の駅とも連携を深めるなかで、新しい映像展示を導入するなど積極的な広報活動を展開し、減少した入館者の回復及び更なる利用者の増加を目指していきます。また、重要文化財・富士山世界遺産構成資産である附属施設「旧外川家住宅」の管理運営を行うとともに、後世にわたってこの貴重な御師住宅を伝えていくために耐震補強の措置を講じていきます。

施策の体系



(1) 文化・芸術の振興

①文化振興施設の充実

歴史的・文化的・自然的に貴重な資源を有する博物館エリアの機能を向上することにより、世界文化遺産である富士山の価値を高め、さらに後世に継承するため、「富士の杜・巡礼の郷公園」として博物館エリアの整備を進めます。

②文化・芸術活動の推進

市内の各文化芸術サークルや自治会文化部などへの活動支援を引き続き行うとともに、文化祭公募展や生涯学習フェスタなど日ごろの活動の成果を発表する機会の提供や内容の充実により、文化芸術の振興を図ります。また、本市の文化芸術活動の母体となる富士吉田市文化協会と連携し、将来の文化芸術の振興を担う若年層の文化活動への支援に努めます。さらに、本市の文化芸術活動の拠点となるふじさんホール及び市民会館では、指定管理者制度を活用しながら、さらに質の高い文化芸術公演などを開催し、市民の文化レベルの向上に努めます。

(2) 文化財等の保存と活用

①文化財等の保存・活用の推進

指定文化財の保存活動への財政支援や埋蔵文化財の調査及び指導等に積極的に取り組むとともに富士山信仰をはじめとした本市の歴史文化的財産の保存活用を図るため文化財専門職の確保等、体制整備に努めます。併せて、本市における御師料理等の食文化や学術的に重要な市内全域の文化財について、長期的な視点に立った保存計画や整備活用を進めるための方針を定めていきます。

②保存・展示施設の充実

本市にとって歴史的価値の高い資料の適切な保存管理と活用を図ります。また、展示設備やコンテンツの更新を計画的に行なうこと、企画展や講座、ワークショップなど魅力ある企画で幅広い層に利用していただける施設を目指します。そして世界文化遺産である富士山の歴史と文化を後世に伝えていく重要な役割を担う博物館施設や附属施設の旧宮下家住宅や旧武藤家住宅を中心に、道の駅、富士山レーダードーム館、富士の杜・巡礼の郷公園と連携を図りながら運営を行い、来館者のさらなる集客を図ります。

●ふじさんホール(富士五湖文化センター)・富士吉田市民会館



第2章 心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実

第6節 スポーツ・レクリエーション

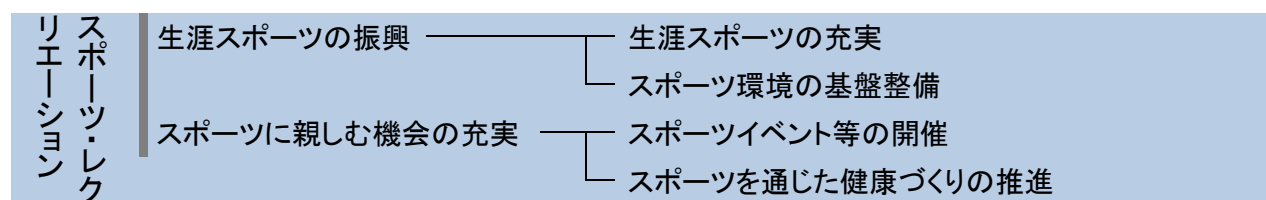
関連する
SDGs



現況と課題

- ◆ 本市の生涯スポーツの普及のため「富士吉田市スポーツ推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を展開していきます。
- ◆ 少子化によるスポーツ少年団数の減少や各競技団体のチーム数も減少している中、スポーツ少年団や各スポーツ競技団体を総括する（公財）富士吉田スポーツ協会を通じて、運営費補助やスポーツ大会出場激励金の交付による団体活動への支援やプロスポーツチームと連携しスポーツ人口拡大に向けた各種事業を展開しています。
- ◆ 「転倒予防都市」宣言により、転ばないまちづくりを目指すためには、スポーツ・運動の持つ役割が重要であるため、関係機関や健康関連部署と連携し、「チャレンジデー」などのスポーツイベントや運動教室を開催し、子どもから高齢者までスポーツ・運動を始めるきっかけ作りの場を提供しています。
- ◆ 中学校部活動指導者派遣事業による専門的な技術指導により、中学校部活動の充実を図っています。
- ◆ 市民のスポーツ活動の拠点となる市民体育施設については、指定管理者制度を導入し、施設利用者のニーズに対する迅速な対応ときめ細かいサービス、安全に利用できるよう新型コロナウイルス感染症対策を講じた中で運営管理をおこなっています。また、鐘山総合体育館は建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、新体育館建設計画を進めています。
- ◆ 公立学校体育施設一般開放により、地域のレクリエーション活動や市民のスポーツ活動の場を提供しています。

施策の体系



(1) 生涯スポーツの振興

①生涯スポーツの充実

富士吉田市スポーツ推進計画（2013 から 2022（平成 25 から令和 4）年）が満了することに伴い、新たに富士吉田市スポーツ推進計画（2023 から 2032（令和 5 から令和 14）年）を策定し、事業展開に努めます。近年、新型コロナウイルス感染症の影響による健康への意識の高まりや、東京オリンピック等の開催により、市民のスポーツや運動への関心が高まっています。健康寿命の延伸に向けた、運動の習慣化への支援や、子どもから高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるように、（公財）富士吉田スポーツ協会等の協力や健康関連部署と連携し、スポーツ教室やスポーツイベント等の開催によりスポーツに親しむ機会を提供し、生涯スポーツの普及発展に努めます。また、少子化でスポーツ少年団の団員減少が進む中、競技人口の拡大や技術力向上など青少年スポーツ活動に対する支援を行います。現在スポーツ推進委員が主体として障がい者スポーツ事業をおこなっていますが、参加者の確保や、会場までの移動手段等の課題に対し、きめ細やかな支援を行う必要があります。

②スポーツ環境の基盤整備

市民のスポーツ活動の拠点となる市民体育施設については、多様化する市民ニーズを把握する中で、誰もが気軽に利用できるような施設の運営に努め、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた中で安心安全な施設管理を図ります。また、既存の総合体育館の老朽化に伴い、安心してスポーツに親しめる新たな交流の場となる環境の整備を進めます。

(2) スポーツに親しむ機会の充実

①スポーツイベント等の開催

スポーツ・運動に取り組むきっかけづくりとして「富士吉田市チャレンジデー」や各種イベントを開催し、スポーツや運動を身近に感じてもらうことで、市民のスポーツ活動の推進に取り組んでいきます。また、市民ニーズを把握する中で、関係団体と連携し、誰でも気軽に参加できる各種スポーツ教室を開催することで、を生涯スポーツ社会の実現に向け取り組んでいきます。

②スポーツを通じた健康づくりの推進

市民の健全な心身の保持については、健康関連部署との連携を密にし、横断的に協議・協力を図り、スポーツを通じた市民の健康づくり・体力づくりの推進に努めます。

●チャレンジデー



目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値* ¹	2021 (R3) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値* ¹
「児童・生徒用 タブレットPCの整備	0 台	950 台	3,500 台	368.4%	3,500 台* ²
蔵書貸出点数	337,623 点	370,000 点	321,343 点	86.8%	350,000 点
生涯学習・ 社会教育講座参加者数	4,071 人	4,500 人	2,775 人* ³	61.7%	4,500 人
公共スポーツ施設 利用者数	357 千人	365 千人	244 千人	66.8%	365 千人

*1) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である2027(令和9)年度(10年後)の指標を掲載している。

*2) 文科省のGIGAスクール構想により、2020年度末に一人一台タブレットPCを整備。端末の耐用年数は5年程度であり、定期的に入替えを行う必要があるため、目標値も整備数としている。

*3) 新型コロナウイルス感染拡大による講座の休会等の影響を受けている。

第3章

未来につなげる美しく快適な
『生活環境・景観』の創造

●施策分野

- 1 環境保全
- 2 富士山保全
- 3 廃棄物処理
- 4 住宅・住環境
- 5 景観
- 6 公共交通
- 7 交通安全・防犯
- 8 消費生活

●環境保全活動



第3章

未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造

[施策区分](節)	[中項目](細節)	[施策]
環境保全	環境行政の推進	環境基本計画の推進 地球温暖化対策
	環境教育・啓発	環境教育・環境学習の充実 環境保全への啓発・環境情報の発信
	環境保全活動	環境保全・環境美化活動の促進 不法投棄対策の推進 公害防止対策の推進 地下水の保全と適正利用
	環境衛生対策	環境衛生対策の推進 動物の適正な飼育の推進
富士山保全	富士山の環境保全	富士山の保全と活用 自然環境の保全と適正利用の推進 富士山への自動車利用適正化の推進
廃棄物処理	ごみ処理	収集処理体制の整備 処理施設の適正管理 災害廃棄物の処理
	リサイクル社会の構築	ごみ減量化及び資源化の推進
	し尿処理	処理施設の適正管理 処理施設の整備
住宅・住環境	市営住宅の整備・管理	市営住宅の維持管理 市営住宅の建替えと整理統合 市営住宅使用料の収納対策強化
	空き家対策	空き家への対応 住宅ストックの適切な活用対策
景観	景観行政の推進	景観の保全・創造
公共交通	公共交通の充実	鉄道交通の利便性の向上 バス交通等の充実
交通安全・防犯	交通安全	交通安全活動の推進 交通安全施設の整備 被害者救済施策の充実
	防犯活動	防犯意識の向上 防犯環境の整備 犯罪被害者への支援
消費生活	健全な消費生活支援	消費者教育・啓発の推進 相談体制の強化

第3章 未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造

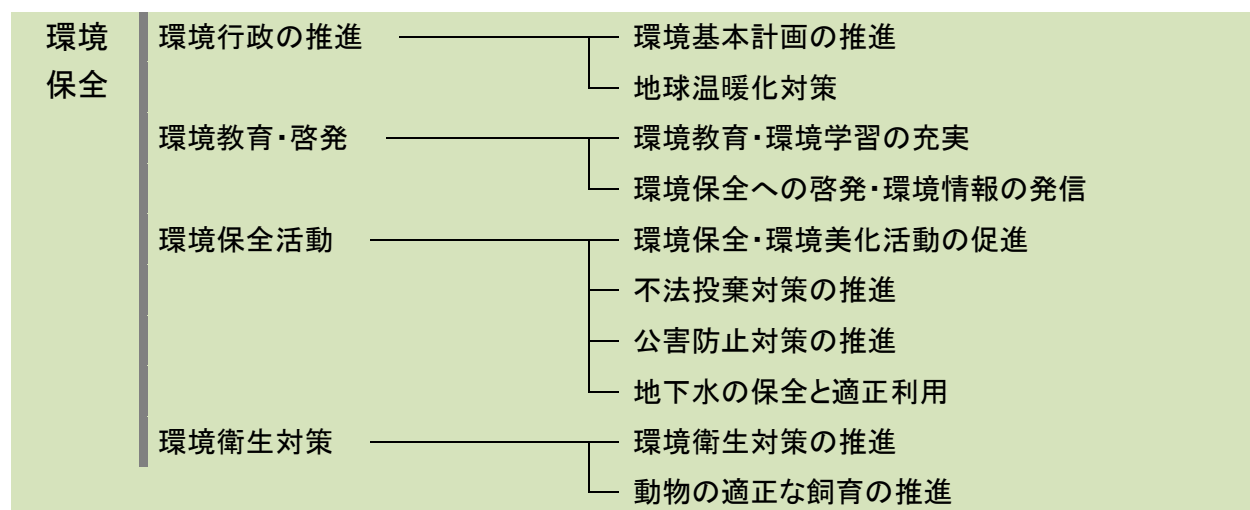
第1節 環境保全



現況と課題

- ◆ 2013（平成 25）年度に「第 2 次富士吉田市環境基本計画」を策定しました（2024（令和 6）年度から「第 3 次富士吉田市環境基本計画」予定）。同計画では、『未来にのこそう美しい富士の里』を目指す環境の将来像として、4 つの環境像の設定のもとで必要な取組を掲げ、これに基づき、環境教育や清掃活動支援、ごみの適正処理の啓発を行っています。また、地球温暖化防止対策としての 2050（令和 32）年温室効果ガス排出ゼロに向け、取組を図っていく必要があります。
- ◆ 2015（平成 27）年度に「地域新エネルギービジョン」を改定し、木質バイオマスなど新たな再生可能エネルギーや燃料電池自動車等の導入可能性の検討を盛り込んでいます。公共施設に太陽光発電システムを設置するとともに、住宅用太陽光発電、蓄電システム、木質ペレットストーブ設置への補助を行っています。また、昨今の急激な気候変動等によるエネルギー問題への関心や、富士山世界文化遺産登録による富士山周辺の環境への関心が高まる中で、本市の特性や時流に合った新エネルギーの導入に向けた施策を検討する必要があります。
- ◆ 環境保全への意識を高めるため、身近な自然とのふれあいの場としての明見湖公園の管理、明見湖での田植え体験などを通じて環境を考える機会を設けているほか、地球温暖化防止、ごみの処理、エコロジー、野焼きや悪臭の発生防止等についての啓発などを行っており、これらの啓発や情報発信活動を続ける必要があります。
- ◆ 自治会、事業者、ボランティア団体等による身近な環境保全活動、環境美化活動、清掃活動など環境整備事業への支援を実施しており、こうした活動の継続が必要です。
- ◆ 廃棄物の不法投棄に対するパトロールや防止看板設置、回収を実施することで、不法投棄の未然防止、モラルの向上に努めています。
- ◆ 環境衛生対策として、自治会に消毒機の貸出しや薬剤の無料配布等を行っており、今後も機材や薬剤の適正な取扱い等の取組を続けることが必要です。また、犬の保護や公道等における動物の死骸処理を速やかに対応することで、衛生的で美しいまちづくりに努めています。
- ◆ 動物の適正な飼育のため、狂犬病集合予防注射や犬の登録、飼い方マナー等の啓発を積極的に行うなど、市民と小動物等が調和して住めるまちづくりの推進が求められます。

施策の体系



● 市民清掃活動



（１）環境行政の推進

①環境基本計画の推進

「第２次富士吉田市環境基本計画」を共通指針として、市民、事業者、行政、滞在者が協働して富士山の豊かな森林、清らかな水などの自然環境に恵まれた環境を後世に継承していくことを目指しています。2023（令和５）年度をもって現在の計画期間が満了となるため、見直しを行い、地球温暖化等、現在の環境問題に対応した「第３次富士吉田市環境基本計画」を策定し、本市を取り巻く環境問題に対応していきます。

②地球温暖化対策

温室効果ガスの排出量を削減するため、住宅用太陽光発電、家庭用蓄電システムへの助成を継続するとともに、エネルギーの地産地消を目指し、木質ペレットストーブ設置への助成を行い、併せて、家庭や職場での節電などへの取組を働きかけます。同時に「地域新エネルギービジョン」に基づき、本市の特性に合った新エネルギーの導入を推進するとともに、新たな自然エネルギー技術についても時勢に合わせた導入の促進を図ります。また「地球温暖化防止実行計画」の見直しを行い、ゼロカーボンシティ宣言*1を行った自治体として、率先して温室効果ガスの排出削減を図ります。

（２）環境教育・啓発

①環境教育・環境学習の充実

市民一人ひとりが地球環境に配慮した具体的な行動をとることができるよう、学校や職場、家庭や地域など、様々な場で積極的に環境教育・環境学習を推進していきます。また、自然の大切さや環境を守る意識を育てる場を創出するため、各種体験学習、環境講演など、子どもから大人までが参加できる環境教育・環境学習の機会を設け、環境について考えるきっかけを作っていきます。

②環境保全への啓発・環境情報の発信

地球温暖化防止、省エネルギー、行政が行う環境活動、また、騒音や悪臭の防止など、様々な環境情報を広報やホームページを用いて発信し、環境にやさしい消費行動を促し、身近な環境問題を考える機会となるよう市民や滞在者の環境意識の啓発・向上を図ります。

（３）環境保全活動

①環境保全・環境美化活動の促進

自治会等が開催する身近な自然環境の保全や生活環境の美化などの活動への支援を継続して行うとともに、ボランティア団体等への活動参加・活動展開を働きかけていきます。これらにより、市民・事業者・行政・滞在者等の協働による身近な地域環境の保全に向けた取組の活発化を進めていきます。

*1) ゼロカーボンシティ宣言：2021（令和３）年２月に山梨県の主催で開催された「ストップ温暖化やまなし会議」において、脱炭素社会に向け、2050（令和32）年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明。

②不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄に対し、標識や看板、広報等による啓発活動を推進するとともに、山梨県や警察などの関係行政機関や個人、企業、団体と連携しながら不法投棄監視パトロールの実施による監視体制を強化するなど、不法投棄の未然防止、モラルの向上に努めます。また、家電リサイクル法によるリサイクル料課金に伴う不法投棄への対策強化を継続するとともに、不法投棄物の上積みによる環境汚染などの拡大を防止するため、撤去を継続して実施していきます。

③公害防止対策の推進

河川や地下水の水質、自動車騒音等など、市内の環境の実態を継続的に把握するため各種環境調査を、山梨県との連携を図りながら行っていきます。また、騒音・振動・悪臭・雑草の問題への対応など、各種関連法令等に基づく規制の遵守、環境改善指導を行い、生活環境の保全と公害の未然防止に努めていきます。

④地下水の保全と適正利用

地下水源の保全対策調査の結果と、地下水位のモニタリング調査の継続により、地下水の状況について引き続き監視していくとともに、地下水保全条例に基づき地下水の適正な利用に関する指導を行います。さらに、地下水利用者に対する啓発活動、地下水保全を含む環境保全活動への協力要請などを通じて、豊富な水量を誇る本市の地下水を利用した産業の活性化との調和を図っていきます。

(4) 環境衛生対策

①環境衛生対策の推進

自治会などが実施する衛生害虫の駆除活動への消毒機貸出支援の継続と、犬の保護・公道等における動物の死骸処理の速やかな対応をすることで、衛生的で美しいまちづくりの推進に努めます。

②動物の適正な飼育の推進

狂犬病予防法に基づく犬の登録、死亡、移転など、一連の業務を遂行していくとともに、山梨県獣医師会や山梨県動物愛護及び管理連絡協議会富士・東部支部と連携のもと、狂犬病予防注射の接種を実施し動物愛護精神の高揚やペットの飼い方マナーの向上、犬の登録の周知などにつながる啓発活動等を推進していきます。また、地域猫については、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元のテリトリーに戻すことで繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく活動を地域関係者及びボランティア団体と連携しながら推進していきます。

●明見湖環境フェスティバル



第2節 富士山保全



現況と課題

- ◆ 2013（平成 25）年度に富士山が世界文化遺産に登録されました。今後登録を維持・管理するためにも、環境保全への一層の努力が求められます。
- ◆ 世界文化遺産保有自治体として、世界文化遺産に係る協議及び会議に参加していますが、来訪者管理戦略の策定などの指摘事項について継続して対策を図り、定期的にユネスコへ最新の保全状況報告書を関係機関と協議をしながら提出するなどの必要があります。
- ◆ 世界文化遺産としての価値を高め、広く知っていただくため、富士山世界文化遺産構成資産を巡るガイドツアー「おし街さんぽ事業」等の実施や、御師住宅入口への屋号デザインの提灯設置等を行いました。同時に、富士山をきれいにする会や清掃活動ボランティア団体などと連携を図り、富士山の環境保全に努めています。
- ◆ 自動車利用における富士山自然環境への負荷縮減については、富士スバルラインのマイカー規制の実施により自動車通行量の縮減に努めてきました。富士山における公共交通手段のあり方については、今後も引き続き検討を重ねる必要があります。

施策の体系

富士山
保全

富士山の環境保全

富士山の保全と活用

自然環境の保全と適正利用の推進

富士山への自動車利用適正化の推進

●富士山クリーン活動



(1) 富士山の環境保全

①富士山の保全と活用

世界文化遺産である富士山の保全活用については、周辺自然環境の保全及び歴史文化・信仰に関する普遍的価値の継承と観光振興の活用のバランスを図りながら、国・県及び関係機関等と協議する中で推進していきます。

②自然環境の保全と適正利用の推進

自然保護の観点から、自然公園法に基づく指定地域、保安林指定地域、農業振興地域など、土地利用規制を適正に維持していくことにより、当該規制区域内の大規模開発を規制するとともに、良好な自然環境を利用した自然体験の機会を創造していきます。また、世界文化遺産である富士山の自然環境をより良い形で後世に引き継ぐため、富士山をきれいにする会などの清掃活動団体と連携し、環境の保全を図ります。また、山梨県や各種環境団体などと連携しながら、吉田口登山道周辺の植生や景観を維持していきます。

③富士山への自動車利用適正化の推進

富士山の自然環境を守り、後世に遺していくため、より環境負荷の少ない交通のあり方などについて、引き続き関係機関との協議を進めていきます。

●富士山の歴史や文化信仰・おし街さんぽ



第3章 未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造

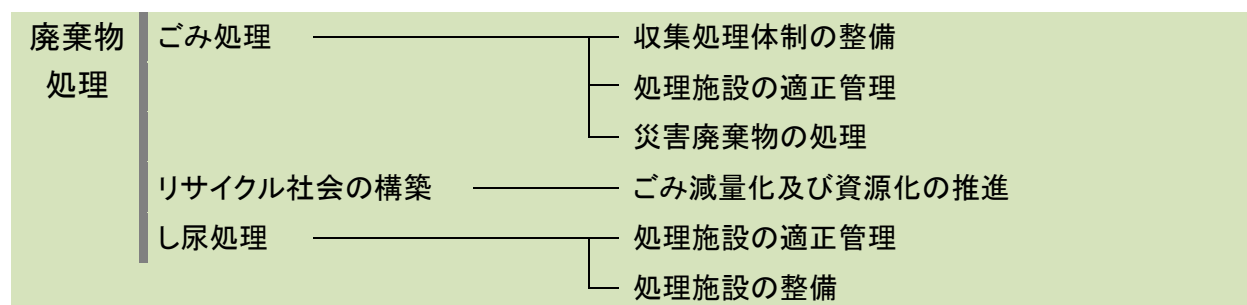
第3節 廃棄物処理



現況と課題

- ◆ 環境負荷の軽減及び延命化を目標としたごみ処理施設の長寿命化工事が2020（令和2）年度に遅滞なく終了しました。新ごみ処理施設への移行までは、現施設の効率的な運営、安心・安全なごみ処理事業を引き続き提供していくことを目標に、2022（令和4）年度に新たに「一般廃棄物処理基本計画」を更新し、これを指針として適正な廃棄物の収集・処理に努めています。
- ◆ ごみの収集は、分別収集、ステーション方式を基本に実施し、環境美化センターごみ処理施設で処理を行っています。一般廃棄物収集量は横ばい傾向ですが、今後、収集量の動向に応じて基本計画を修正しつつ対応が必要となります。
- ◆ ごみ処理施設は、2018 から 2020（平成 30 から令和 2）年度において、主な基幹設備について長寿命化工事を実施しました。長期的には、2022（令和 4）年 2 月に設立した富士北麓・東部地域 12 市町村で構成する富士・東部広域環境事務組合により、新たなごみ処理施設が 2032（令和 14）年稼働予定となっています。
- ◆ 災害廃棄物の処理に関しては、富士吉田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時への備えの強化に努めています。
- ◆ ごみの減量化や資源化を促進するため、指定ごみ袋の導入やごみ処理の有料化を図っているほか、リサイクルステーションを設置して利用促進を周知しています。資源ごみは、市内 33 自治会・11 小中学校での資源物集団回収及び市内 6 箇所のリサイクルステーションにて拠点回収を行い、粗大ごみについては戸別収集等を行っています。分別によるリサイクルシステム構築のため、一層のリサイクルステーションの拡充や市民への周知啓発が必要です。
- ◆ し尿の収集・処理は、公共下水道未整備区域、計画区域外では引き続き必要であり、許可業者による汲み取り・運搬・環境美化センターし尿処理施設での処理で対応しています。収集量は横ばい傾向ですが、処理施設は老朽化した修繕箇所が増加しており、2017 から 2021（平成 29 から令和 3）年度に主な基幹設備について長寿命化工事を実施しましたが、引き続き長寿命化に向けた修繕計画の策定、定期的メンテナンスが必要です。さらに、次期施設について、山梨県と連携しつつ、広域処理について検討していく必要があります。

施策の体系



施策

(1) ごみ処理

①収集処理体制の整備

ごみの適正処理に関する理解とごみの減量化・再資源化に向けた意識啓発のための広報・啓発活動を充実していきます。また、資源ごみのコミュニティセンターや公園などの空地を利用した拠点による回収制度を推進します。ごみステーションについては、地域住民による設置及び管理を行っていることから、その設置やあり方についての住民意識の醸成に努めていきます。

②処理施設の適正管理

ごみ処理施設については、施設の更なるCO₂排出削減に努め、引き続き計画に則った消耗・劣化設備の修繕工事により長寿命化を図ります。また、新ごみ処理施設建設に向け、2022（令和4年）2月に富士・東部広域環境事務組合が設立され、第1期循環型社会形成推進地域計画が2022（令和4）年11月に策定される予定です。これに伴い、現行の取組を拡充しながら12市町村と足並みを揃え、排出抑制、資源化を推進していきます。

③災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に係る仮置場の整備や収集運搬に関すること、災害廃棄物の処分に関すること等、関係機関と協議しながら取り組んでいきます。

(2) リサイクル社会の構築

①ごみ減量化及び資源化の推進

市民、事業者、行政、この三者の役割分担を明確にし、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量化・再資源化に努めていきます。ごみの分け方・出し方や資源物回収の啓発活動を行い、ごみの分別の徹底を図るとともに、リサイクルステーションの拡充等により資源物回収をさらに推進します。また、自治会・学校を中心とした資源物の集団回収事業に対し補助するとともに、生ごみ処理発酵促進剤の無料配布や生ごみ処理容器の購入費補助等により、生ごみの自家処理による堆肥化・減量化を進めます。

(3) し尿処理

①処理施設の適正管理

現在のし尿処理施設の各設備・機器類の定期補修やメンテナンスを適正に実施し、適切な運転管理を行うとともに、老朽化した重要設備・機器等の改修及び交換工事による処理施設の長寿命化を行い、引き続き施設の運営を図っていきます。

②処理施設の整備

現在のし尿処理施設を適正に管理し、長寿命化を図る中で次期施設の更新計画を検討していきます。検討に当たっては、山梨県及び近隣町村と連携しつつ広域処理についても検討していきます。

●富士吉田市環境美化センター



●ごみ持込み受付



●可燃ごみ受入れ



●不燃ごみ分別作業



●ビン分別作業



●リサイクルステーション



●消毒器貸出し



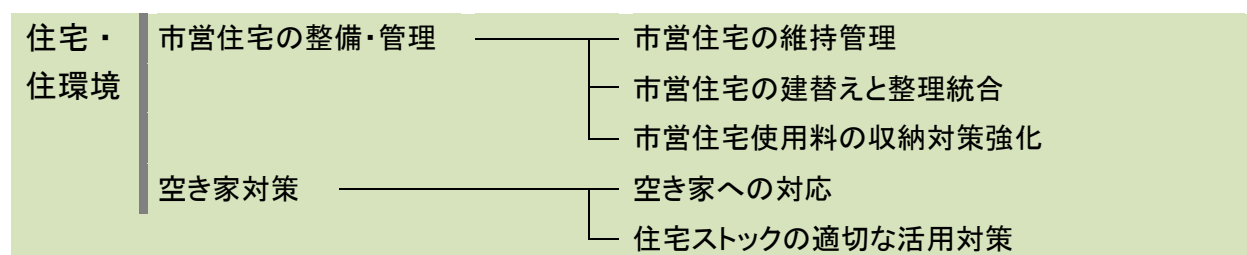
第4節 住宅・住環境



現況と課題

- ◆ 市営住宅は、老朽化や入居者の高齢化などの問題を抱えており、2019（令和元）年度に「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」を改定し、その中で、適正な管理戸数を 2030（令和 12）年度までに 752 戸とするとともに、計画的に施設の長寿命化を図る工事・修繕を行うこととし、安全で快適な居住環境の維持・管理に努めてきました。
- ◆ この「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」において、上吉田・西吉田（中層 3 棟）・下宿・西丸尾（木造 10 棟）・富士見町・寿・数見の各団地を維持管理していくべき団地、小倉山・熊穴・西丸尾（68 号館）・尾垂の各団地を改善していくべき団地、富士・西吉田（中層 3 棟以外）・新開・神田堀の各団地を用途廃止していくべき団地、と 3 つのグループに分類し整理をしています。
- ◆ 市営住宅の公平で適正な管理のため、住宅使用料の収納対策を強化しており、収納率は高水準を維持しています。
- ◆ 全国的に、人口減少等に伴って空き家の増加が目立っており、防犯・景観・安全・環境衛生など様々な面で問題が指摘されるようになっていきます。本市の空き家率は、2018（平成 30）年住宅・土地統計調査で 14.9%であり、この値は山梨県平均（21.3%）よりは小さいですが、全国平均（13.6%）よりは高い値となっています。
- ◆ 住宅市場は、大量消費・大量廃棄時代からストックの修繕・再生・活用の時代へと変化しており、アスベストによる健康被害や耐震改修の促進等の観点から適切な指導・支援が必要となっています。

施策の体系



(1) 市営住宅の整備・管理

①市営住宅の維持管理

「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な修繕・補修等による機能性向上を図り、適正な維持管理を実施していきます。

②市営住宅の建替えと整理統合

少子高齢化・核家族化などの社会情勢の変化、入居者の多種多様な居住形態ニーズを考慮し、「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」に沿って、目標とする適正な管理戸数に向けて効率的な建替えや用途廃止を行うため、既存民間住宅の借上げ制度の活用も含め整理統合を検討・推進していきます。

③市営住宅使用料の収納対策強化

公営住宅の住宅使用料については、現年度滞納者を発生させないために、滞納発生早期から連帯保証人を含めた催告業務を行うとともに必要に応じて法的措置を講じ、高水準の収納率を維持しています。

(2) 空き家対策

①空き家への対応^{*1}

「富士吉田市空き家等対策計画」に基づき、適切に管理されずに倒壊・損壊等の防災上の問題や異臭を放つ等の衛生上の問題、または景観上の問題等の住民生活に重大な影響を及ぼす空き家等の所有者に対して、的確な助言・指導を行い、利活用や除却等の必要な措置を求めています。

②住宅ストックの適切な活用対策

住宅ストックのアスベストによる健康被害の防止、耐震診断や耐震補強の実施、建設資材のリサイクル等について、法令に基づく指導・支援を行い、建築物の長寿命化とライフサイクルコスト^{*2}の縮減を図っていきます。

●市営上吉田団地



●空き家の再生



^{*1} 地域活性化のための空き家の利活用については、第5章第1節に記載

^{*2} ライフサイクルコスト: 建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

第5節 景観



現況と課題

- ◆ 本市は、世界文化遺産である富士山を擁し、自然、歴史文化、街並みなど優れた景観特性を有し、これらは市民共有の財産であるとともに、それらを守り育てることが市及び市民の使命でもあります。
- ◆ 市域内には、国立公園区域や山梨県屋外広告物条例等により、景観上の規制を受ける区域があります。
- ◆ 2016（平成28）年3月に、景観法に基づく良好な景観の保全・形成を図るための法定計画である「富士吉田市景観計画」を策定しました。同計画では、「継承、保全、創造、育成」を基本理念とし、景観形成目標像を「富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり」と設定して、全市及び景観類型別、地域別に景観形成の方針を示しています。
- ◆ 2015（平成27）年12月に制定した富士吉田市景観条例に基づく土地の開発や建築等の行為に関する届出等の受付を、2016（平成28）年度より開始しています。今後良好な景観を維持していくために、社会の変化に対応した新たなルールづくりを検討していく必要があります。
- ◆ 今後、景観形成重点地区の指定に向けて、地域住民の意識醸成、公共施設が先導的役割を果たすことが課題となります。

施策の体系

景観 | 景観行政の推進 | 景観の保全・創造

施策

（1）景観行政の推進

①景観の保全・創造

富士山をはじめとした豊かな自然景観やそこで育まれた文化や歴史を感じられる街並み景観の保全継承、新たな景観の創造について、「富士吉田市景観計画」に基づく景観行政の推進や、地域との協働による景観づくりを通じて、富士吉田市らしさのある景観づくりに努めていきます。

また、重点的に景観形成を図る必要の高い地区のうち、住民や事業者の合意形成が図られた地区については、条例等に基づき「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観形成方針や景観形成基準を定め、地区の景観資源を活かした景観形成を推進していきます。

●富士山の眺望景観



第6節 公共交通

関連する
SDGs



現況と課題

- ◆ 鉄道やバス等の公共交通は、子どもや高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であり、高齢化の進行にあわせその重要性が高まるとともに、観光誘客と併せた地域内の移動手段提供の上でも利便の向上が必要です。
- ◆ 世界文化遺産である富士山やその周辺への観光客の鉄道利用増加も見られることから、鉄道利便性のさらなる向上が求められています。
- ◆ 富士山駅を拠点に周辺各方面とを結ぶバス路線や鉄道があり、その利便性の確保、向上だけではなく、パークアンドライドの整備など公共交通の利用を促進することが求められます。
- ◆ 市内の生活バス路線としてのタウンスニーカーは、2001（平成13）年からの運行開始以降、新たな停留所の設置や一部増便、路線の見直し等、利便性向上を目指した改善を行っており、観光客の利用拡大も図る観点から、市内宿泊施設へのタウンスニーカー資料の配布も行っています。
- ◆ 持続可能な交通機関とするため、タウンスニーカーのさらなる利便性の向上と併せ、観光客等の利用も含めた利用者増加策を進めていくことが課題です。また、高齢者の増加など、公共交通の役割は今後さらに重要性を増すことが想定されるため、移動交通手段のあり方についても検討を進める必要があります。

施策の体系

公共
交通

公共交通の充実

鉄道交通の利便性の向上
バス交通等の充実

●タウンスニーカー



(1) 公共交通の充実

① 鉄道交通の利便性の向上

富士急行線の運行回数、鉄道駅内のバリアフリー化等について、引き続き富士急行沿線活性化協議会を通じて働きかけを続けていきます。また、高速交通網を活用した広域的な交流を推進するため、リニア中央新幹線の山梨県に新設される駅とのアクセスやＪＲ中央線の高速化の促進に向け、国・県・ＪＲ東日本等、関係機関に要請していきます。

② バス交通等の充実

周辺各方面を結ぶバス路線について利便の確保・向上を図ると同時に、市内を運行するタウンスニーカーについては、より一層の利便性向上と利用者数の増加を目指し、持続性のある交通機関となるよう努めます。また、高齢化の進行に伴う公共交通への需要の高まりに対応するため、タウンスニーカー運行の改善を含め、新たな交通支援策についても調査・研究を進めていきます。

● 富士急行線



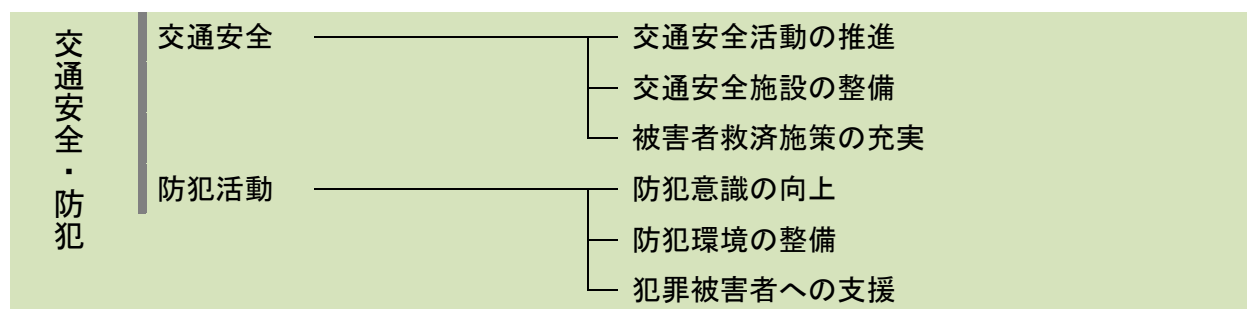
第7節 交通安全・防犯



現況と課題

- ◆ 近年、交通事故発生件数・負傷者数ともに減少していますが、全国的に下げ止まり傾向にあることや、増加する高齢者ドライバーが関わる交通事故が多く発生していることから、これらを防ぐため、高齢者ドライバーの免許返納やサポカーの普及啓発等、さらなる交通安全対策が必要です。
- ◆ 幼児、児童、高齢者等を対象に心身の発達段階に応じた段階的な交通安全教育を行うため、視覚教材等を用い、指導内容を工夫しながら交通安全教室を開催し、交通安全の啓発、啓発活動を行っています。また、地域における交通事故防止活動を行っている富士吉田交通安全協会の各支部に対し、補助金を交付し、市民の交通安全確保の推進を図っています。
- ◆ 自治会による陳情や学校等における危険箇所改善要望等に基づき、カーブミラー、路面標示、転落防止柵、視覚障害者誘導標示などの交通安全施設整備を進めているほか、横断歩道、信号機の設置等の整備については、警察と連携を図る中で積極的な働きかけを行っています。
- ◆ 富士吉田市交通遺児奨学金等支給要綱に基づき、交通遺児奨学金・交通遺児を励ます「つくしの会」より卒業・入学祝い金、歳末愛の手当ての交付を行っています。
- ◆ 近年の犯罪は、手口も巧妙化、多様化し、高齢者等を標的にした電話詐欺等も多発しており、警察だけでなく市民も防犯意識を高めながら、協働で防犯環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ 本市では、交通安全教室とタイアップする形で防犯教室を取り入れ、特に幼児、小学生、高齢者に対しては内容を工夫しながら防犯知識の普及に努めています。
- ◆ 自治会管理の防犯灯のLED化が進み、自治会の負担軽減、CO₂排出量の抑止にもつながっています。
- ◆ 犯罪抑止のため、青色防犯パトロール車による市内巡回、小中学校・保育園等での見守り活動、スクールガードリーダーによる小中学校の通学指導や安全全般についての情報収集活動、あいシステムメールを活用した各校から保護者への不審者情報等の提供などを行っています。緊急時の情報伝達手段として、2017（平成 29）年度に教育研修所から小中学生の保護者へ一斉メール送信が可能なシステムの改修を実施しました。また、安心安全なまちづくり強化のため市内に設置した 15 台の街頭防犯カメラの効果を検証しながら、必要に応じ増設等を検討していきます。
- ◆ 犯罪被害者への支援として、関係機関でのポスターの掲示や市ホームページ、CATVでの広報啓発活動を行っていますが、支援策をより明確にする方策の検討も必要です。

施策の体系



●交通安全教室



(1) 交通安全

①交通安全活動の推進

幼児から高齢者まで全市民に対して、時代の変化に即した効果的な交通安全教育、啓発活動を継続的に実施していきます。特に、高齢者や観光客の交通安全対策を重視していきます。また、関係機関と連携し、交通安全運動などの啓発活動や家庭、地域、職場等における交通安全活動を推進し、運転者や歩行者などの交通モラルの向上、交通安全意識の高揚を目指します。さらに、交通安全指導者の育成に努め、市民からの意見や要望に沿った快適で安全な交通環境の創出に努めます。

②交通安全施設の整備

学校関係者、道路管理者、山梨県警察が連携して、危険箇所へのカーブミラー、ガードレール、歩行者用防護柵、道路照明等の設置や歩車道の分離と改良など、交通安全施設の整備を推進するとともに、高齢者、障害者等の通行に配慮した施設のバリアフリー化を進めます。また、市内主要道路網等の整備や観光客の増加等により交通量の増加が見込まれるため、横断歩道、信号機の設置等については、警察署、公安委員会へ積極的に働きかけを行うとともに、老朽化した施設の対策も図ります。併せて、外国人旅行者に対し、国や県の方針にも合わせて道路標識の英語表記などを検討していきます。

③被害者救済施策の充実

交通被災遺児に対する就学奨励の対策を継続して実施するとともに、交通事故相談の周知を図り、被害者支援を推進します。

(2) 防犯活動

①防犯意識の向上

広報紙や市ホームページなどによる社会情勢に即した防犯意識の啓発や、幼児・児童・高齢者を対象とした防犯教室の開催、自主的防犯活動の促進などにより、引き続き広く防犯意識の向上を目指します。増加する外国人観光客に対しては、観光案内所等に防犯チラシを備え付けるなどにより啓発活動を推進します。

②防犯環境の整備

地域の犯罪抑止力を高めるため、自治会管理のLED防犯灯の電気使用料及び修繕費、新設費用への補助を引き続き実施するとともに、地域や警察署と連携しながら青色防犯パトロールの車両を増車し実施します。また、ボランティアのスクールガードリーダーとの連携も強めながら、見守り、犯罪抑止に努めます。

③犯罪被害者への支援

関係機関との連携を継続し、犯罪被害者に必要な支援策の情報提供及び相談を行うとともに、引き続き広報啓発を実施していきます。

●交通安全教室



●寿交通安全教室



第8節 消費生活

関連する
SDGs



現況と課題

- ◆ 消費生活を巡っては、架空請求やインターネット取引によるトラブル、自然災害やマイナンバー制度に便乗した商法、高齢者をターゲットにした悪質なトラブルなど、複雑かつ巧妙化した被害が増加しています。これらに対して、2012（平成24）年に設置した富士吉田市消費生活センターを中心に金融機関などと連携し、啓発用グッズやリーフレットの配布、出前講座等を実施しているほか、広報紙への連載やコミュニティFM（エフエムふじごこ）を通しての教育・啓発を強化しています。
- ◆ 消費者被害の未然防止のため、消費生活センターの認知度を高めつつ、継続的な啓発活動の実施が必要です。
- ◆ 富士吉田市消費生活センターに消費生活専門相談員を配置して、相談機能を強化しています。相談内容が高度化しているため、相談員のスキルアップ講座の受講機会を増やすなどレベルアップを図っています。

施策の体系

消費
生活

健全な消費生活支援

消費者教育・啓発の推進

相談体制の強化

●消費生活センター



(1) 健全な消費生活支援

①消費者教育・啓発の推進

山梨県と連携し消費者被害の実態把握に努めるとともに、消費者保護に関する啓発用パンフレットの配布などによる情報提供、小学生から高齢者まで年代に応じた消費者講座の開催など、消費者教育を推進していきます。さらに、民生委員や金融機関等との連携による見守りネットワークの体制を整備し、啓発の強化を図ります。

②相談体制の強化

消費生活センターにおいて、消費生活上の契約トラブルなどの苦情相談や問合せに応じ、被害回復の支援を図ります。また年々悪質・巧妙化する消費者被害に対し消費生活相談員は常に新しい事例や知識を習得する必要があることから、研修体制を強化するとともに、有資格の相談員の確保に努めます。さらに、弁護士など専門家と連携した多重債務相談、及び債務整理後の生活再建に向け関係部署と連携した支援に努めます。

●消費者講座



目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値*1	2021 (R3) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値*1
「自然環境の保全」 施策に対する満足度	18.9%	23.0%	24.9%	108.3%	28.0%
生活系ごみ排出量	12,824 t	12,600 t	12,372 t	98.2%	11,144 t
「景観の維持・向上」 施策に対する満足度	28.2%	35.0%	34.1%	97.4%	40.0%

*1) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である2027(令和9)年度(10年後)の指標を掲載している。